

茅ヶ崎の環境

－ 令和2年度環境保全報告 －



市民の森



令和4年2月
茅ヶ崎市

表紙写真

市民の森

本施設は、昭和53年に開設し、自然を近くに感じ、ふれあえる場所として多くの利用者に親しまれてきました。老若男女を問わず多くの利用者に人気のツリーハウスとターザンロープは老朽化のため改修工事を行い、令和3年1月13日にリニューアルオープンしました。

新しいツリーハウスは、以前のデザインを継承しつつ、ターザンロープを取り込んだ一体型となり、より魅力的な施設に生まれ変わりました。森全体を一望できるツリーハウスと風を切って滑走するターザンロープをぜひお楽しみください。

位置：茅ヶ崎市堤716番地

ツリーハウス利用期間：5～10月は、毎日
11～4月は、土曜・日曜、祝日
(年末年始、雨天時は休場日)

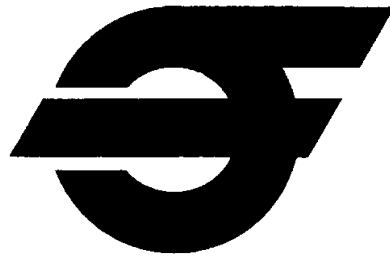
ツリーハウス利用時間：午前10時～午後3時

○市民の森でみられる植物や生物



(茅ヶ崎市ホームページより抜粋)

市 章



「チガサキ」の「チ」を図案化した円形は、市の融和と団結をあらわし、翼状平行線は市勢の飛躍、発展を象徴しています。
(昭和32年10月1日制定)

市 民 憲 章

美しい海

きれいな空気

おだやかな四季

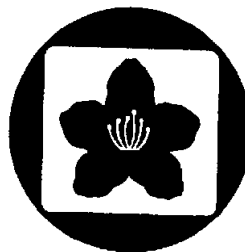
私たちはこのめぐまれた自然に感謝しながら、
未来へ力強くはばたくための愛市憲章をここに定めます。

1. 美しい自然は、私たちみんなの誇りです。
1. 私たちは、元気で仲良く、きょうも働きます。
1. 私たちは、きまりを守り、安全で住みよいまちづくりにはげみます。
1. 私たちは、文化の花咲く、明るい平和なまちをきずきます。
1. 老いも若きも手を取りあって、輝かしい明日へ向って前進しましょう。

市の木・市の花・市の鳥



市の木「アカシア」
(昭和47年10月1日制定)



市の花「つつじ」
(昭和47年10月1日制定)



市の鳥「シジュウカラ」
白地にネクタイといった
かわいい模様が特徴です。
(平成9年10月1日制定)

目 次

第 1 章 市勢の概要

1	位置と地勢	1
2	市街化区域と市街化調整区域	2
3	人口・世帯数	3
4	市の環境行政機構	4

第 2 章 公害関係法令等制定状況と届出

1	公害法令等制定状況	5
2	法令等に基づく本市の規制地域指定状況	5
3	法令等に基づく申請・届出	6

第 3 章 公害苦情発生状況

1	公害苦情件数の推移	10
2	用途地域別苦情件数	11
3	業種別苦情件数	12

第 4 章 公害の現況

1	大気汚染	13
2	水質汚濁	23
3	騒音・振動	37
4	地盤沈下	44

環境に関する用語の解説	45
-------------	----

◎令和 2 年度 広報記事一覧	51
-----------------	----

第1章 市勢の概要

- 1 位置と地勢
- 2 市街化区域と市街化調整区域
- 3 人口・世帯数
- 4 市の環境行政機構

第1章 市勢の概要

1 位置と地勢

本市は、神奈川県の中南部、東経139度24分、北緯35度19分に位置し、東京から西に50kmあまり、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約6kmにおよぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は35.76km²、東西6.94km、南北7.60kmで、周囲は30.46kmに及んでいます。

市域は海岸線から北部に広がっており、湘南砂丘となだらかな丘陵からなっています。気候は四季を通じて温暖で、夏涼しく冬は暖かです。年間の平均気温も摂氏17度と自然に恵まれており、明治時代後半から戦前にかけては湘南有数の別荘地でした。

このように、恵まれた自然と地理的条件のもとに、「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」の都市像を目標にその実現に努めております。



2 市街化区域と市街化調整区域

用途地域別の面積とその割合

区域別	地 域 別	面 積 (ha)	率 (%)
市 街 化 区 域	第1種低層住居専用地域	555.0	15.5
	第2種低層住居専用地域	5.3	0.1
	第1種中高層住居専用地域	820.0	22.9
	第2種中高層住居専用地域	43.0	1.2
	第1種住居地域	380.0	10.6
	第2種住居地域	47.0	1.3
	準住居地域	9.7	0.3
	近隣商業地域	63.0	1.8
	商業地域	27.0	0.8
	準工業地域	124.0	3.5
	工業地域	47.0	1.3
	工業専用地域	100.0	2.8
	小 計	2,221.0	62.1
市 街 化 調 整 区 域		1,355.0	37.9
合 計		3,576.0	100.0

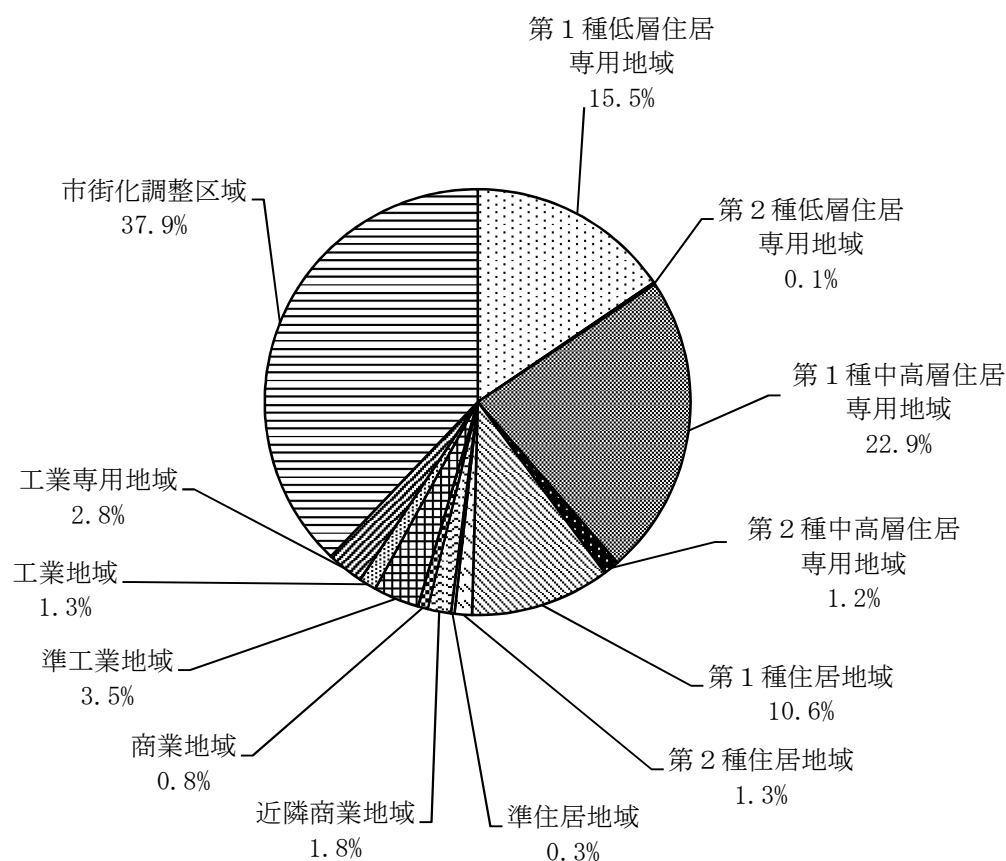


図 用途地域別面積割合

3 人口・世帯数

昭和40年からの人口及び世帯数の推移

各年10月1日現在

年次	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
昭和 40年	25,510	100,081	50,266	49,815
45年	35,467	129,621	64,934	64,687
50年	43,520	152,023	75,954	76,069
55年	51,715	171,016	85,621	85,395
60年	57,377	185,030	92,444	92,586
平成 2年	66,729	201,675	100,820	100,855
7年	74,032	212,874	106,035	106,839
13年	82,381	222,460	110,077	112,383
14年	84,161	224,469	111,016	113,453
15年	85,737	226,106	111,691	114,415
16年	87,273	227,659	112,369	115,290
17年	87,976	228,430	113,256	115,174
18年	89,224	228,889	113,427	115,462
19年	90,732	230,565	114,292	116,273
20年	91,984	232,237	114,963	117,274
21年	93,505	234,114	115,740	118,374
22年	93,445	235,081	115,245	119,836
23年	94,324	235,659	115,358	120,301
24年	95,262	236,093	115,414	120,679
25年	96,339	237,065	115,785	121,280
26年	97,479	237,826	116,126	121,700
27年	97,944	239,424	116,904	122,520
28年	99,112	240,046	117,071	122,975
29年	100,278	240,618	117,254	123,364
30年	101,862	242,003	117,872	124,131
令和 元年	102,867	241,887	117,749	124,138
2年	102,532	242,389	117,608	124,781

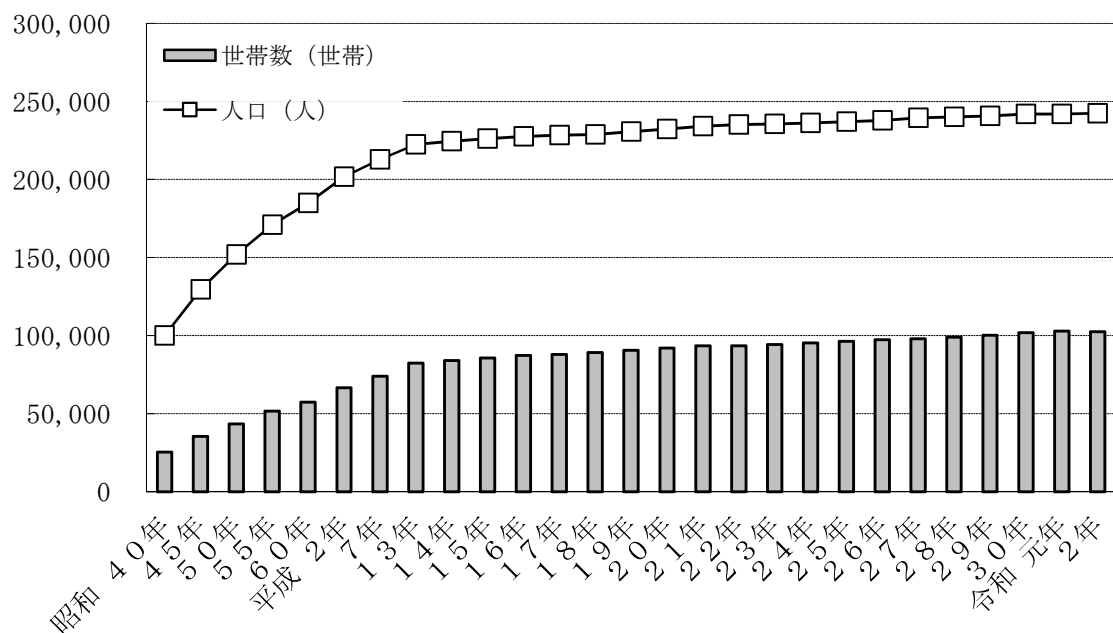
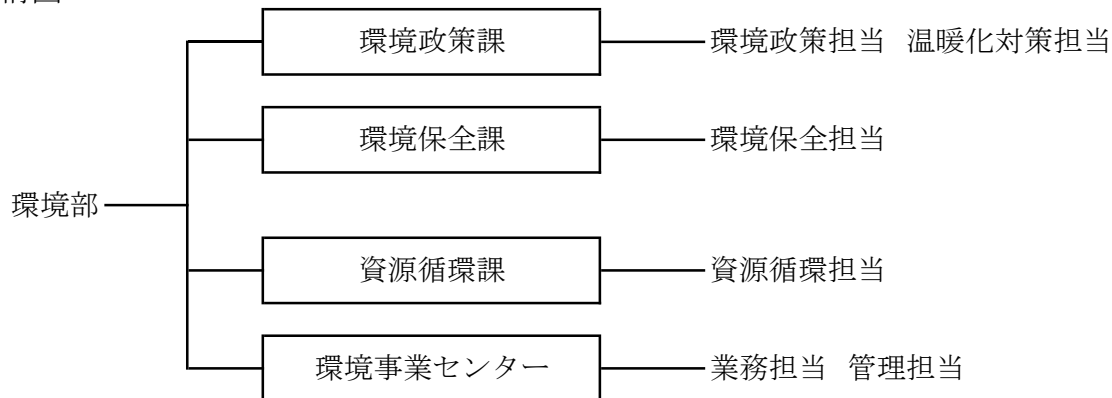


図 人口及び世帯数の推移

4 市の環境行政機構（令和2年4月1日現在）

機構図



環境行政機構の変遷

昭和33年12月 商工観光課

昭和41年11月 經濟部 ————商工觀光課 ————指導係

昭和42年10月 經濟部 ————商工觀光課 ————公害係

昭和47年 7月 生活環境部 ————環境整備課 ————公害係

昭和54年 7月 生活環境部 ―――― 公害対策課

└── 対策係
 └── 調査指導係

平成 5 年 4 月 環境部 ————環境保全課 ————環境保全担当

環境保全課事務分掌

- (1) 公害防止対策の計画及び連絡調整に関すること。
- (2) 騒音を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (3) 水質汚濁の防止に係る常時監視等に関すること。
- (4) 悪臭を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (5) 汚水等を排出する工場の公害防止統括者の選任届出等に関すること。
- (6) 振動を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (7) 土壌汚染対策に係る調査及び報告等に関すること。
- (8) 汚染土壌処理業に関すること。
- (9) 地下水採取の許可及び届出書の受理等に関すること。
- (10) 大気汚染の防止に係る監視及び規制等に関すること。
- (11) 公害の発生予防及び防止の指導に関すること。
- (12) 公害の調査、測定及び分析に関すること。
- (13) 公害事案の処理に関すること。
- (14) 浄化槽の設置の届出の受理等に関すること。
- (15) 浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。
- (16) 環境美化事業に関すること。
- (17) 空地等（他の所管に属するものを除く。）の浄化推進に関すること。
- (18) 公衆便所（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (19) 尿尿の収集及び浄化槽清掃に関すること。
- (20) 一般廃棄物処理手数料（尿尿及び浄化槽の汚泥に係るものに限る。）の賦課、徴収及び減免に関すること。

第 2 章 公害関係法令等制定状況と届出

- 1 公害法令等制定状況
- 2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況
- 3 法令等に基づく申請・届出

第2章 公害関係法令等制定状況と届出

1 公害法令等制定状況

公布年月日	法 令 等 の 制 定 状 況
昭和26年12月	神奈川県事業場公害防止条例
33年12月	工場排水等の規制に関する法律
37年6月	ばい煙の規制等に関する法律
39年3月	神奈川県公害の防止に関する条例
42年8月	公害対策基本法
43年6月	大気汚染防止法
43年6月	騒音規制法
45年6月	公害紛争処理法
45年12月	水質汚濁防止法
46年3月	農用地の土壌汚染防止等に関する法律
46年6月	神奈川県公害防止条例
46年6月	悪臭防止法
51年6月	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
51年6月	振動規制法
53年3月	神奈川県公害防止条例（全面改正）
55年10月	神奈川県環境影響評価条例
平成4年6月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量削減等に関する特別措置法（自動車NO _x 法）
5年11月	環境基本法
8年3月	神奈川県環境基本条例
8年9月	茅ヶ崎市環境基本条例
9年6月	環境影響評価法
9年10月	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
11年7月	ダイオキシン類対策特別措置法
13年6月	自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO _x ・PM法）
14年3月	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例
14年5月	土壌汚染対策法
15年4月	茅ヶ崎市が特例市（現 施行時特例市）に移行 （政令で指定する人口二十万以上の市）
29年4月	茅ヶ崎市が保健所政令市に移行

2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況

施行年月	内 容	規 制 地 域
昭和44年4月	騒音規制法に基づく地域指定 （昭和49年5月廃止）	市内全域（工業専用地域を除く）
48年5月	神奈川県公害防止条例に基づく 地下水採取規制指定地域	市内全域
48年5月	悪臭防止法に基づく地域指定	市街化区域
49年5月	騒音規制法に基づく地域指定	市内全域（工業専用地域を除く）
52年11月	振動規制法に基づく地域指定	市内全域（工業専用地域を除く）
平成4年12月	自動車NO _x 法に基づく地域指定	市内全域
15年4月 （特例市移行に伴う事務）	悪臭防止法に基づく規制地域及び 規制基準の指定	市街化区域
	騒音規制法及び振動規制法に基づく 規制地域及び規制基準の指定	市内全域（工業専用地域を除く）
17年1月	悪臭防止法に基づく規制地域及び 規制基準の改正（臭気指数規制告示）	市内全域（農業振興地域を除く）
24年4月	環境基本法に基づく騒音に係る 環境基準の地域類型の指定	市内全域（工業専用地域を除く）
30年6月	河川の生活環境の保全に関する 環境基準の新規類型指定	小出川
	河川の水生生物の保全に関する 環境基準の新規類型指定	

3 法令等に基づく申請・届出

(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、騒音や振動等の公害全般について規制するため、条例で指定した施設を設置等する場合に県の許可が必要となります。

また、同条例では茅ヶ崎市内在が地下水採取により地盤沈下が生じている地域、または生ずるおそれがある地域として指定されていることから地下水採取する場合に許可が必要となります。

その他に、有害物質等を使用した土地等の土壌汚染に係る届出や夜間小売店業に係る届出、化学物質の管理状況に係る届出があります。

(件数)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度比
指定事業所数	162	160	158	158	0
設置許可申請	2	1	2	0	-2
事業開始届	0	0	0	0	0
変更許可申請	13	10	12	18	6
変更完了届	5	6	4	14	10
変更計画中止届	0	0	0	0	0
変更計画届	0	0	0	0	0
変更計画早期着手申請	0	0	0	0	0
変更届	19	28	19	26	7
地位承継届	0	0	1	2	1
廃止等届	3	3	4	0	-4
環境配慮書	2	1	2	0	-2
現況届	0	1	0	0	0
地下水採取関係届	142	139	139	154	15
夜間小売業関係届	1	0	0	0	0
土壌汚染関係	60	72	69	114	45
環境汚染関係	4	0	0	0	0
化学物質管理状況報告書	11	26	10	9	-1
合 計 (申請・届出数)	262	287	262	337	75

(2) 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法では、河川等の公共用水域の汚濁を防止するため、法で定められた施設を設置等する場合は届出が必要となります。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度比
特定事業場数	94	95	94	91	-3
(法第5条) 設置届	14	14	15	10	-5
(法第7条) 構造等変更届	6	9	3	10	7
(法第10条) 氏名等変更届	9	6	5	9	4
(法第10条) 廃止届	14	14	11	8	-3
(法第11条) 承継届	0	0	1	1	0
合 計	43	43	35	38	3

※令和2年12月18日施行の「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」より、旅館業の用に供するちゅう房施設のうち住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設等について特定施設から除外されたため、令和元年度から3事業場が減少しています。

(3) 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法では、土壌汚染による健康被害を未然に防止するため、水質汚濁防止法等で届出されている有害物質を使用した施設を廃止等した場合は、工場・事業所内の土地を調査しなければなりません。ただし、引き続き工場・事業所として土地が利用される場合は調査が猶予される場合もあります。

また、一定規模（3,000㎡以上）の土地区画形質を変更する場合にも届出が必要となり、土地の使用履歴等により土壌調査を命令する場合があります。

(件数)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度比
(法第3条第1項) 土壌汚染状況調査結果報告	0	0	1	0	-1
(法第3条第1項) ただし書の確認申請	9	6	2	3	1
(規則第16条第4項) 承継届	0	0	0	0	0
(法第3条第4項) 土地利用方法変更届	0	0	1	0	-1
(法第4条) 一定規模以上形質変更届	5	4	8	12	4
(法第3条第7項) 一定規模以上形質変更届	—	—	1	0	-1
(法第4条) 土壌汚染状況調査結果報告書	1	0	3	1	-2
(法第3条第8項) 土壌汚染状況調査結果報告書	—	—	1	0	-1
(法第12条第1項) 区域内における土地の形質変更届	0	0	0	2	2
(法第14条) 指定の申請	0	0	0	0	0
(法第16条第1項) 汚染土壌の区域外への搬出時届	0	0	0	2	2
合 計	15	10	17	20	3

(4) 大気汚染防止法（一般粉じんのみ）の発生施設数

大気汚染防止法では、粉じんによる大気汚染を未然に防止するため、法で定められた施設を設置等する場合は届出が必要となります。

区 分	令和元年度		令和2年度		前年度比	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
コークス炉	0	0	0	0	0	0
鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	1	1	1	1	0	0
ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	0	0	0	0	0	0
破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	1	1	1	1	0	0
ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	0	0	0	0	0	0
合 計	2	2	2	2	0	0

(5) 騒音規制法

騒音規制法では、工場等の事業活動や建設工事に伴って発生する騒音を規制するため、法で定めた施設や建設機械等を設置、使用等する場合に届出が必要となります。

(5-1) 騒音規制法の特定施設数

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		前年度比	
特定施設の種類の	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械（注1）	24	147	25	148	25	148	0	0
空気圧縮機及び送風機	57	500	58	502	59	500	1	-2
土石用又は鉱物用破碎機（注2）	6	24	6	24	6	25	0	1
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械（注3）	1	1	1	1	1	1	0	0
穀物用製粉機	2	3	2	3	2	3	0	0
木材加工機械（注4）	4	10	4	10	4	10	0	0
抄紙機	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷機械	8	12	8	12	8	12	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	12	2	12	2	12	0	0
鋳造型機	0	0	1	1	1	1	0	0
合 計	101	709	104	713	105	712	1	-1

注1 金属加工機械

イ 圧延機械
ロ 製缶機械
ハ ベンディングマシン
ニ 液圧プレス
ホ 機械プレス
ヘ せん断機
ト 鍛造機
チ ワイヤーホーミングマシン
リ ブラスト
ヌ タンブラー
ル 切断機

注2 土石鉱物用破碎機等

イ 破碎機
ロ 摩砕機
ハ ふるい及び分級機

注3 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント
ロ アスファルトプラント

注4 木材加工機械

イ ドラムバーカー
ロ チッパー
ハ 碎木機
ニ 帯のこ盤
ホ 丸のこ盤
ヘ かんな盤

(5-2) 騒音規制法届出状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度比
特定工場等関係届出	件数	件数	件数	件数
特定施設の設置届出書	3	2	1	-1
特定施設の種類の数変更届出書	3	2	4	2
騒音の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	7	1	0	-1
特定施設使用全廃届出書	1	1	0	-1
承継届出書	0	0	0	0
計	14	6	5	-1
特定建設作業関係届出	件数	件数	件数	前年度比
くい打機等を使用する作業	0	0	3	3
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	28	26	32	6
空気圧縮機を使用する作業	1	4	8	4
コンクリートプラント、アスファルトプラント	0	0	0	0
バックホウ	0	1	0	-1
トラクターショベル	0	0	0	0
ブルドーザー	0	0	1	1
計	29	31	44	13

(6) 振動規制法

振動規制法では、工場等の事業活動や建設工事に伴って発生する振動を規制するため、法で定めた施設や建設機械等を設置、使用等する場合に届出が必要となります。

(6-1) 振動規制法の特定施設数

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		前年度比	
特定施設の種類の	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械（注1）	32	205	33	206	33	206	0	0
圧縮機	31	262	32	265	32	264	0	-1
土石用又は鉱物用破砕機（注2）	8	18	8	18	8	19	0	1
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械（注3）	0	0	0	0	0	0	0	0
木材加工機械（注4）	5	5	5	5	5	5	0	0
印刷機械	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	0	0	0	0	0	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	13	2	13	2	13	0	0
鋳造機	0	0	1	1	1	1	0	0
合 計	78	503	81	508	81	508	0	0

注1 金属加工機械

イ 液圧プレス

ロ 機械プレス

ハ セン断機

ニ 鍛造機

ホ ワイヤーホーミングマシン

注3 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラントブロックマシン

ロ コンクリート管製造機械

ハ コンクリート柱製造機械

注4 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー

注2 土石鉱物用破砕機等

イ 破砕機

ロ 摩砕機

ハ ふるい及び分級機

(6-2) 振動規制法届出状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度比
特定工場等関係届出	件数	件数	件数	件数
特定施設の設置届出書	2	2	0	-2
特定施設使用届出書	0	0	0	0
特定施設の使用の方法変更届出書	0	0	0	0
特定施設の種類の数変更届出書	3	2	3	1
振動の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	5	1	0	-1
特定施設使用全廃届出書	1	1	0	-1
承継届出書	0	0	0	0
計	11	6	3	-3
特定建設作業関係届出	件数	件数	件数	件数
くい打機等を使用する作業	0	0	3	3
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0
舗装盤破砕機を使用する作業	1	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	25	15	22	7
計	26	15	25	10

第3章 公害苦情発生状況

- 1 公害苦情件数の推移
- 2 用途地域別苦情件数
- 3 業種別苦情件数

第3章 公害苦情発生状況

1 公害苦情件数の推移

公害苦情件数は、近年は90件前後で推移しています。
公害苦情の内訳は、騒音・ばい煙・悪臭が多数を占めています。

年 度		騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他※	計
平成24年度	発生件数	47	5	0	31	7	0	21	1	2	114
	処理件数	45	5	0	31	7	0	21	1	2	112
平成25年度	発生件数	46	5	0	23	4	0	11	0	4	93
	処理件数	46	5	0	23	4	0	11	0	4	93
平成26年度	発生件数	55	0	0	30	0	0	16	1	0	102
	処理件数	55	0	0	30	0	0	16	1	0	102
平成27年度	発生件数	38	1	1	36	0	0	8	0	1	85
	処理件数	36	1	1	36	0	0	7	0	1	82
平成28年度	発生件数	42	3	0	23	1	0	7	1	0	77
	処理件数	44	3	0	23	1	0	7	1	0	79
平成29年度	発生件数	39	2	0	26	4	0	7	1	1	80
	処理件数	38	2	0	26	4	0	7	1	1	79
平成30年度	発生件数	36	2	0	14	7	0	17	0	0	76
	処理件数	35	2	0	14	7	0	16	0	0	74
令和元年度	発生件数	32	4	1	27	7	0	11	0	1	83
	処理件数	32	4	1	27	7	0	10	0	1	82
令和2年度	発生件数	44	4	0	28	5	0	13	0	2	96
	処理件数	43	4	0	28	5	0	12	0	2	94

※その他には、光害や電波障害などが含まれます。

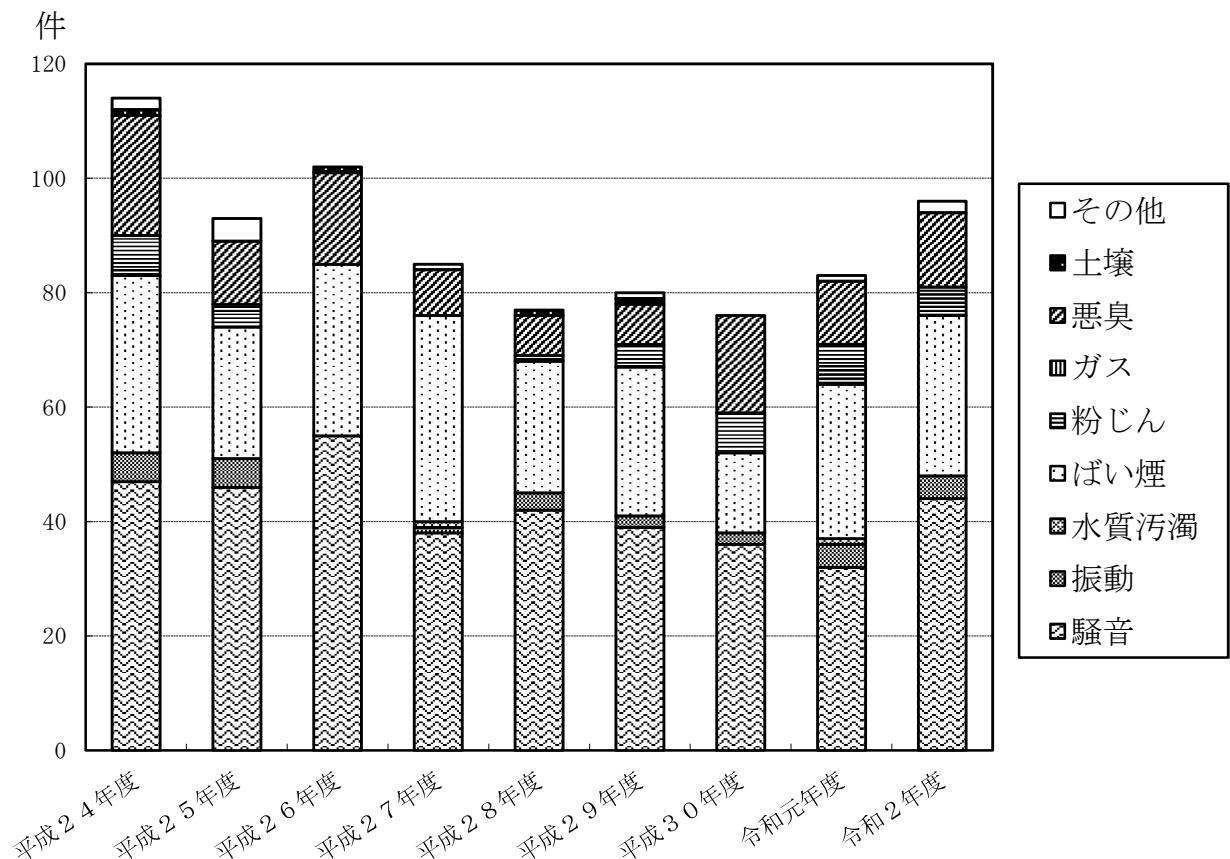


図 公害苦情件数の推移

2 用途地域別苦情件数

苦情が多く発生している市街化調整区域・第1種中高層住居専用地域では、畑などで行われる屋外焼却行為によるばい煙苦情のほか、建設工事等に伴う騒音苦情が多数を占めています。

令和2年度

区域	地域別	騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	計
市街化区域	第1種低層住居専用地域	3	1		1	2		1		1	9
	第2種低層住居専用地域										0
	第1種中高層住居専用地域	13			5			3		1	22
	第2種中高層住居専用地域		2								2
	第1種住居地域	2			4	1		1			8
	第2種住居地域	1									1
	準住居地域										0
	近隣商業地域	7									7
	商業地域	8									8
	準工業地域	3			1	1		3			8
	工業地域	1	1					1			3
	工業専用地域										0
	市街化調整区域	6			16	1		3			26
	不明				1			1			2
合 計		44	4	0	28	5	0	13	0	2	96

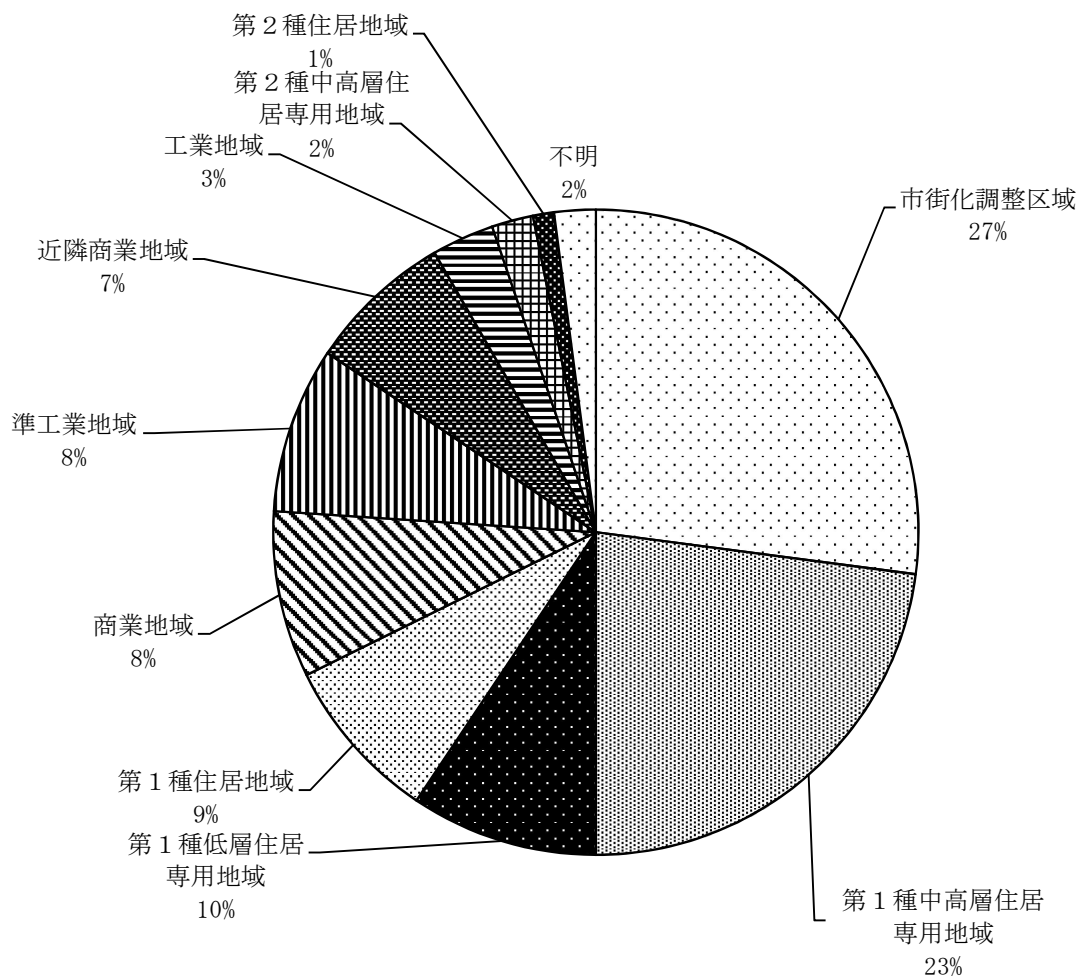


図 用途地域別苦情件数

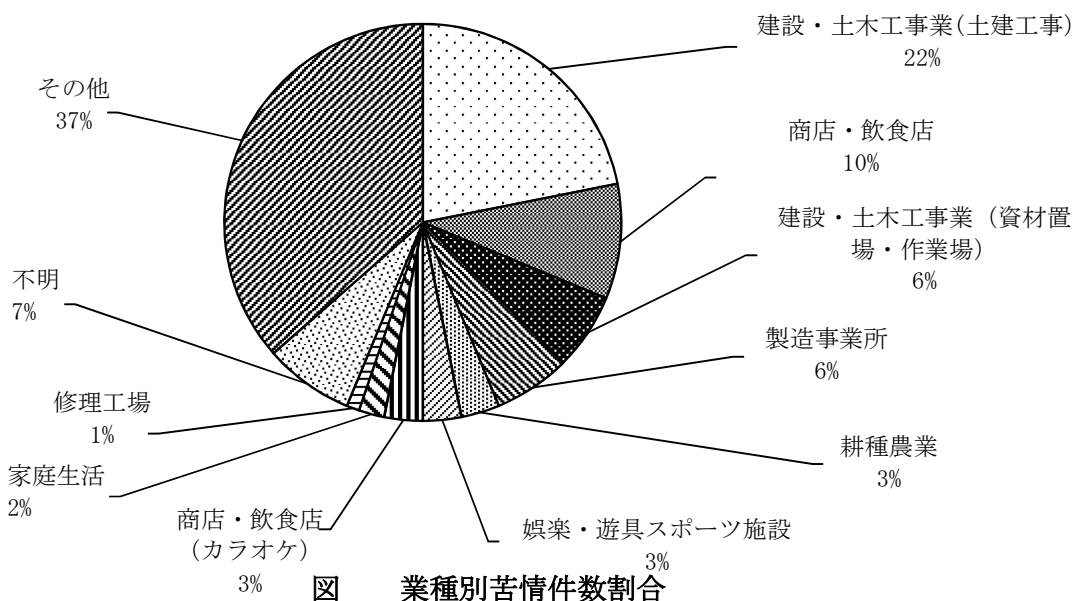
3 業種別苦情件数

苦情の発生源は、製造業等の工場・事業場関係のものは少なく、商店・飲食店や建設・土木工事に関係するものが多いです。

また、その他に含まれている廃棄物処理業などの苦情も多いです。

令和2年度

公害苦情の種類 発生源		騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	計
製造事業所	食料品										0
	衣服その他繊維製品										0
	木材・家具装備品										0
	パルプ・紙・紙加工品										0
	化学・石油石炭製品							1			1
	ゴム皮革製品										0
	窯業・土石製品										0
	鉄鋼・非鉄金属製品	1									1
	機械器具製品	1									1
	その他の製造事業所	2	1								3
小計		4	1	0	0	0	0	1	0	0	6
耕種農業					1			2			3
農業・園芸サービス											0
修理工場								1			1
建設・土木工事業（土建工事）		17	1			3					21
建設・土木工事業（資材置場・作業場）		3	1		2						6
道路貨物運送業											0
娯楽・遊具スポーツ施設		2				1					3
商店・飲食店		6			1			2			9
商店・飲食店（カラオケ）		3									3
事務所											0
その他		8	1		21			3		2	35
交通機関											0
下水清掃事業											0
家庭生活								2			2
不明		1			3	1		2			7
小計		40	3	0	28	5	0	12	0	2	90
合計		44	4	0	28	5	0	13	0	2	96



第4章 公害の現況

- 1 大気汚染
- 2 水質汚濁
- 3 騒音・振動
- 4 地盤沈下

4－1 大 気 汚 染

- (1) 大気汚染常時監視
- (2) 光化学大気汚染緊急時措置
- (3) 窒素酸化物測定
- (4) ダイオキシン類
- (5) アスベスト
- (6) 放射線量

(1) 大気汚染常時監視

大気汚染防止法に基づき、神奈川県が茅ヶ崎市役所分庁舎 1 階に設置している一般局（一般環境測定局）と国道 1 号線茅ヶ崎市役所前に設置している自排局（自動車排出ガス測定局）において大気汚染を常時監視しています。

その結果、光化学オキシダントを除く全ての項目で環境基準を達成してます。

また、光化学オキシダントを除く全ての項目で年平均値が若干ながら低下傾向にあります。

(1) - 1 環境基準の達成状況（令和 2 年度） （－は測定していない項目を示します。）

物質名	環 境 上 の 条 件	一般環境	自排局
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0. 0 4 p p m 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 1 p p m 以下であること。	達成	－
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0. 0 4 ～ 0. 0 6 p p m のゾーン内またはそれ以下であること。	達成	達成
光化学オキシダント	1 時間値が 0. 0 6 p p m 以下であること。	非達成	－
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 1 0 p p m 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が、2 0 p p m 以下であること。	－	達成
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0. 1 0 m g / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 2 0 m g / m ³ 以下であること。	達成	達成
微小粒子状物質 (PM2. 5)	1 年平均値が 1 5 μ g / m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 3 5 μ g / m ³ 以下であること。	－	達成

(1) - 2 環境基準長期的・短期的評価と達成状況（令和 2 年度） （－は測定していない項目を示します。）

物質名	区分	環 境 上 の 条 件	一般環境	自排局
二酸化硫黄	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2 % の範囲内にあるものを除外した日平均値が 0. 04ppm を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 0. 04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。	達成	－
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で 0. 04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 1ppm 以下であること。	達成	－
二酸化窒素		年間にわたる日平均につき、測定値の低い方から 9 8 % に相当するものが 0. 06ppm 以下であること。	達成	達成
光化学オキシダント		1 時間値が 0. 06ppm 以下であること。（昼間の時間帯 5 時から 2 0 時）	非達成	－
一酸化炭素	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2 % 範囲内にあるものを除外した、日平均値が 10ppm を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。	－	達成
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で 10ppm 以下であり、かつ、8 時間平均値（※）が 20ppm 以下であること。 （※） 2 4 時－ 8 時、 8 時－ 1 6 時、 1 6 時－ 2 4 時までの時間帯の平均値をいう。	－	達成
浮遊粒子状物質	長期的評価	年間にわたる 1 日平均値につき、測定値の高い方から 2 % 範囲内にあるものを除外した、1 日平均値が 0. 10mg / m ³ 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0. 10mg / m ³ を超える日が 2 日以上連続しないこと。	達成	達成
	短期的評価	すべての 1 日平均値が 0. 10mg / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 20mg / m ³ 以下であること。	達成	達成
微小粒子状物質 PM2. 5	長期的評価	1 年間平均値が 1 5 μ g / m ³ 以下であること。	－	達成
	短期的評価	1 日平均値の年間 9 8 % 値を日平均値の代表値として、3 5 μ g / m ³ 以下であること。	－	達成

○ 「※ 1」は、有効測定時間が年間 6, 000 時間を満たしていないことを示す。

(1) - 3 大気常時監視測定結果 (過去10年)

測定項目	二酸化硫黄	二酸化窒素				一酸化窒素		オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質 PM2.5	
測定局	一般局	一般局		自排局		一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	自排局	
年度	年平均値	年平均値	98%値	年平均値	98%値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	98%値
23	0.004	0.018	0.035	0.018	0.034	0.007	0.008	0.027	0.5	0.018	0.032	15.2	35.8
24	0.004	0.017	0.035	0.017	0.032	0.006	0.007	0.029	0.5	0.016	0.026	13.8	30.2
25	0.002	0.016	0.032	0.015	0.030	0.005	0.006	0.031	0.4	0.017	0.025	14.5	38.8
26	0.001	0.016	0.031	0.015	0.029	0.005	0.006	0.030	0.4	0.016	0.025	15.0	37.5
27	0.001	0.015	0.031	0.014	0.028	0.005	0.005	0.029	0.5	0.014	0.022	13.8	29.5
28	0.001	0.013	0.029	0.015	0.030	0.003	0.004	0.032	0.3	0.014	0.018	12.6	28.3
29	0.001	0.014	0.032	0.015	0.032	0.004	0.005	0.032	0.3	0.014	0.018	12.4	28.1
30	0.001	0.012	0.030	0.013	0.033	0.003	0.004	0.032	0.3	0.015	0.019	12.6	27.7
元	0.001	0.012	0.028	0.014	0.029	0.002	0.004	0.032	0.3	0.013	0.018	10.8	25.8
2	0.001	0.011	0.026	0.012	0.028	0.002	0.004	0.032	0.2	0.012	0.017	10.2	25.1

注1 単位は、浮遊粒子状物質が mg/m^3 、その他は ppm です。

注2 二酸化窒素の98%値とは、1日の平均値の1年分のデータの低い方から98%に相当するもの(365日分のデータがある場合は低い方から358番目の値)です。

注3 オキシダントの値は昼間(5～20時)の平均値、1年間で0.06 ppm を超えた時間数が0の場合のみ環境基準を達成したと評価されます。

注4 23年度より自排局で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始しています。

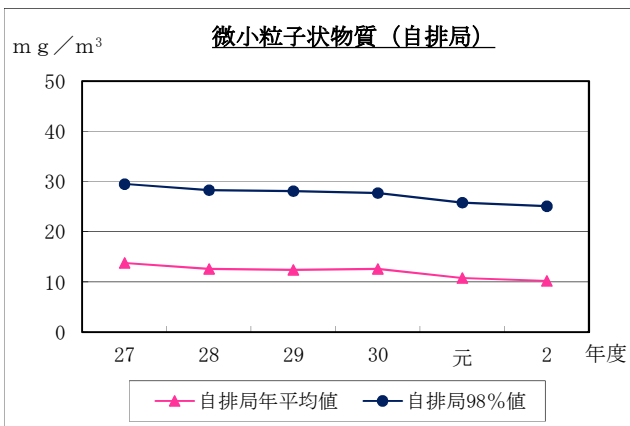
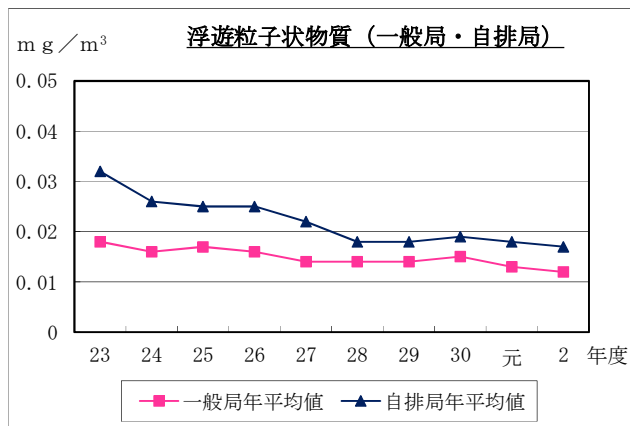
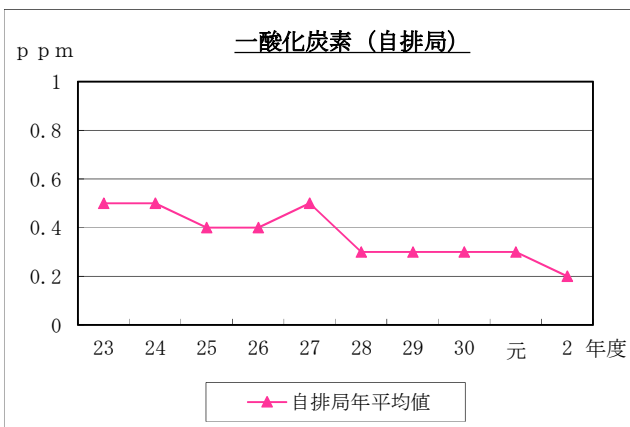
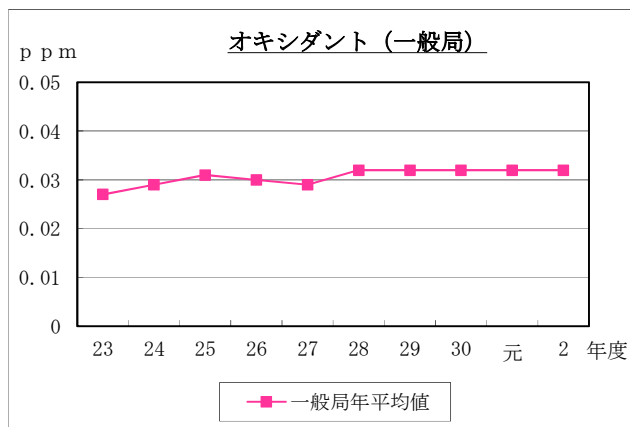
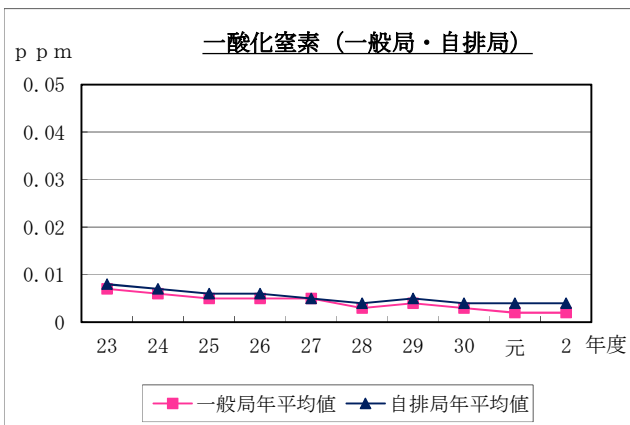
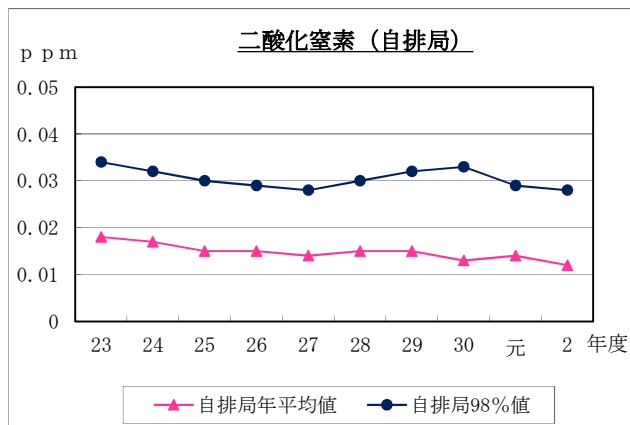
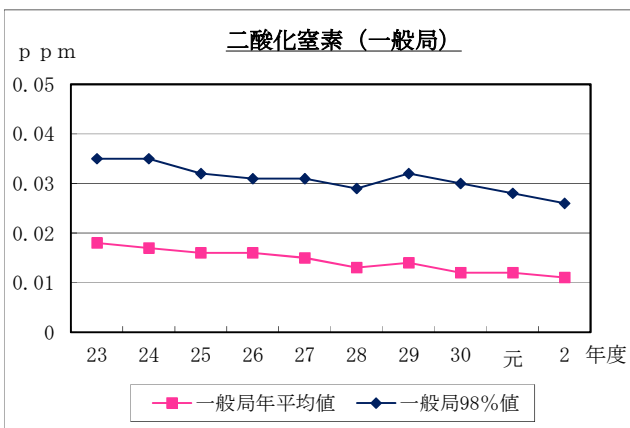
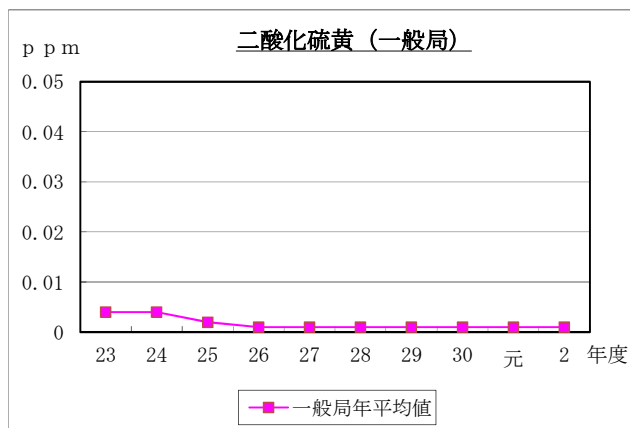


図 測定項目別の大気常時監視測定結果

(2) 光化学大気汚染緊急時措置

神奈川県大気汚染緊急時措置要綱に基づき、神奈川県が県内の光化学オキシダント濃度を確
認し、地域区分ごとに光化学大気汚染緊急時措置を発令します。

茅ヶ崎市では県の発令を受けて、市民の皆さんに防災無線などで情報提供しています。

光化学大気汚染緊急時措置の発令基準及び解除基準

		注意報	警報	重大警報
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	発令基準 (気象条件か らみて各欄の 基準が継続す ると認められ ることを条件 とする)	1 時間値 0. 1 2 p p m以 上である大気汚 染の状態になっ たとき	1 時間値 0. 2 4 p p m以 上である大気汚 染の状態になっ たとき	1 時間値 0. 4 p p m以上である大気 の汚染の状態になったとき
	解除基準 (気象条件か らみて各欄の 基準が継続す ると認められ ることを条件 とする)	発令基準未満 となったとき	1 発令基準未満と なったにもかかわらず、 なお汚染が継続 すると予想され るときは注意報 に切り換える 2 注意報の発令基準 未満となり、その 状況が継続すると 認められるとき は注意報に切り 換えることなく 解除する	1 発令基準未満となっ たにもかかわらず なお汚染が継続 すると予想され るときは警報ま たは注意報に切 り換える 2 注意報の発令基準 未満となり、その 状況が継続すると 認められるとき は警報または注 意報に切り換 えることなく解 除する

光化学大気汚染緊急時措置等の発令地域区分

地域	市町村	地域	市町村
横浜	横浜市	西 湘 (2 市 8 町)	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町
川崎	川崎市		
相模原	相模原市		
横須賀	横須賀市		
三浦	三浦市		
湘 南 (5 市 4 町)	平塚市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町	県 央 (7 市 1 町 1 村)	秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村

(2) - 1 光化学大気汚染緊急時措置の発令状況（令和2年度）

茅ヶ崎市が含まれる湘南地域の注意報発令はありませんでした。

回数	月日	発令～解除時刻	発令地域	緊急時措置の区分	光化学オキシダント最高濃度の状況	
					濃度(ppm)	測定局
1	8月15日	12:20～14:20	川崎	注意報	0.148	大師分室
2	8月19日	11:20～15:20	川崎	注意報	0.175	中原区地域みまもり支援C
		13:20～14:20	横浜	注意報	0.128	都筑区総合庁舎

(2) - 2 光化学大気汚染緊急時措置の経年変化

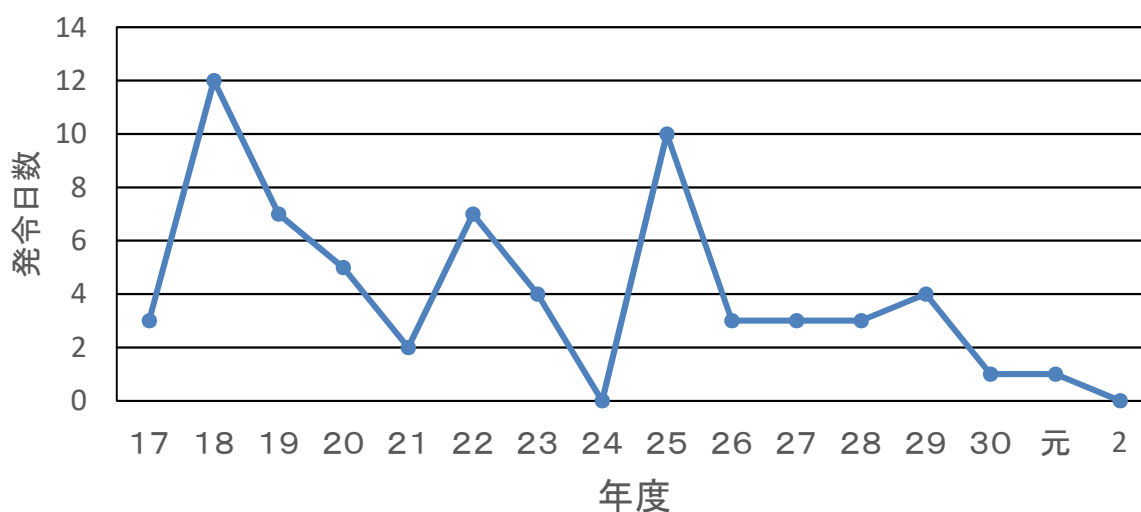
令和2年度は健康被害を届出した人は茅ヶ崎市内にいませんでした。市内では、平成22年以降、健康被害を届出した人はいません。

	年度	17	18	19	20	21	22	23	24
神奈川県	発令日数	7	14	20	11	4	10	5	5
	被害の発生日数	2	5	3	2	2	2	1	0
	被害の届出者数	276	199	4	14	5	26	1	0
茅ヶ崎市	発令日数	3	12	7	5	2	7	4	0
	被害の発生日数	0	0	0	0	0	1	0	0
	被害の届出者数	0	0	0	0	0	*5	0	0

	年度	25	26	27	28	29	30	元	2
神奈川県	発令日数	16	9	10	6	8	8	6	2
	被害の発生日数	3	0	0	0	0	2	0	0
	被害の届出者数	75	0	0	0	0	13	0	0
茅ヶ崎市	発令日数	10	3	3	3	4	1	1	0
	被害の発生日数	0	0	0	0	0	0	0	0
	被害の届出者数	0	0	0	0	0	0	0	0

注 茅ヶ崎市における被害の届出者数は神奈川県の届出者数にも含まれます。

茅ヶ崎市光化学注意報発令日数経年変化



(3) 窒素酸化物測定

大気中の窒素酸化物を把握するため、市内を9メッシュに分割しP T I O法により年4回測定しました。

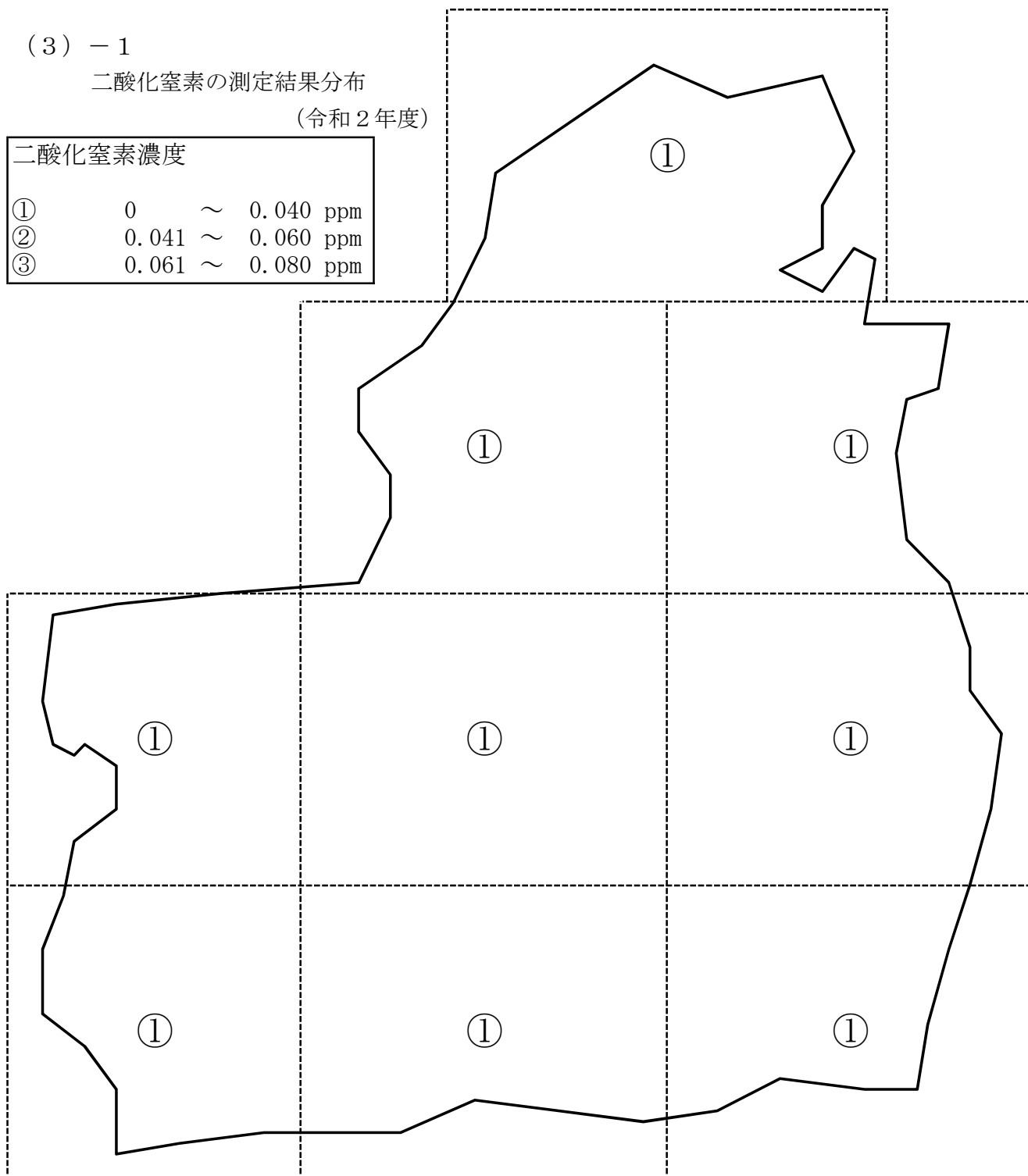
測定の結果、市内全域において二酸化窒素と一酸化窒素の濃度が最も低い区分に分類されました。

(3) - 1

二酸化窒素の測定結果分布

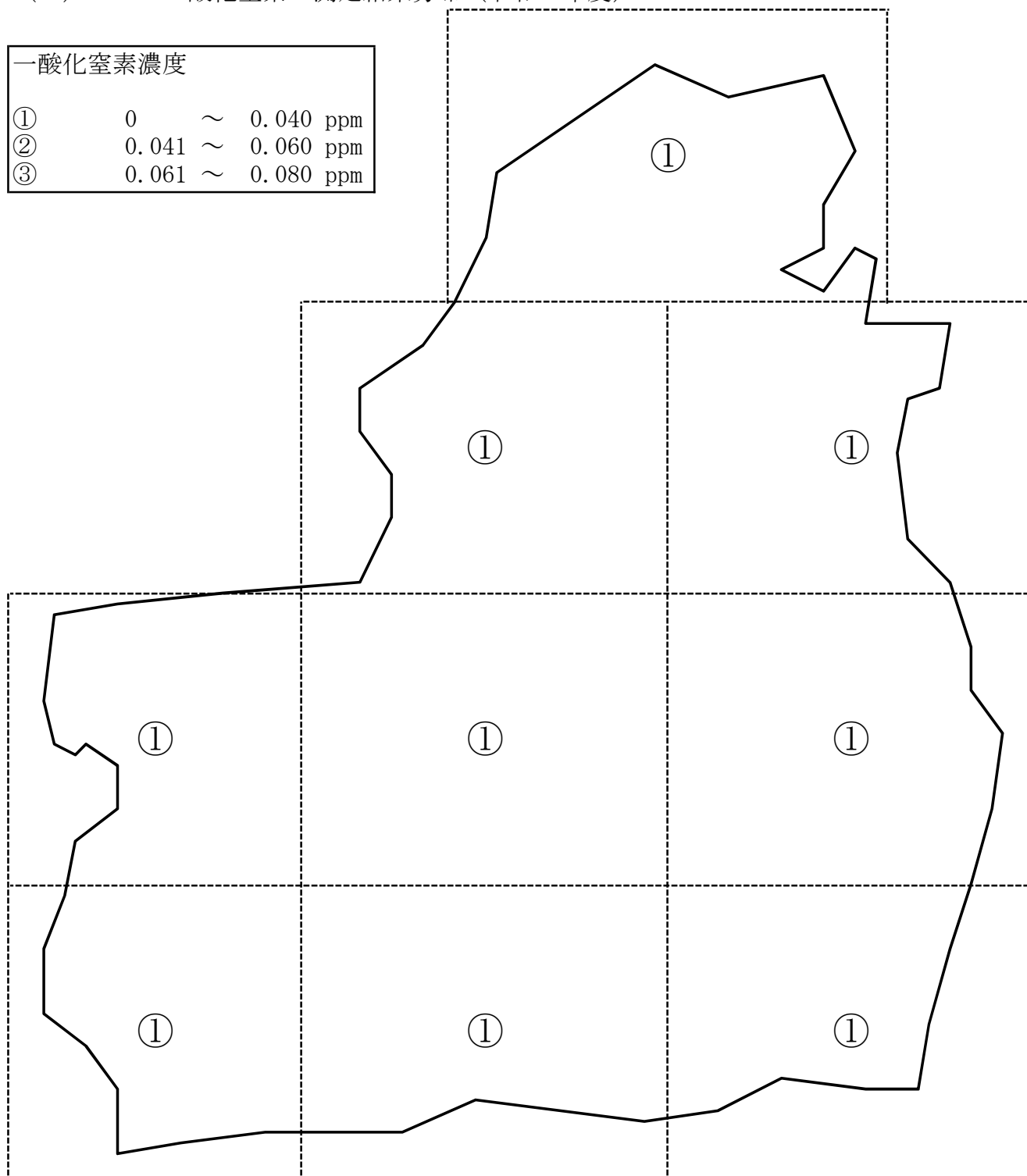
(令和2年度)

二酸化窒素濃度			
①	0	～	0.040 ppm
②	0.041	～	0.060 ppm
③	0.061	～	0.080 ppm



(3) - 2 一酸化窒素の測定結果分布 (令和2年度)

一酸化窒素濃度			
①	0	～	0.040 ppm
②	0.041	～	0.060 ppm
③	0.061	～	0.080 ppm



(4) ダイオキシン類

茅ヶ崎市では、これまで市内のダイオキシン類をダイオキシン類対策特別措置法に準じて自主的な測定を実施してきましたが、環境基準を継続的に達成しているため、平成30年度から神奈川県が法に基づき行う調査により監視を行うこととしました。神奈川県が実施する一般環境土壌調査はメッシュを切って調査地点を決めています。(茅ヶ崎市内については令和2年度は実施していません。)

一般環境大気及び土壌ダイオキシン類経年測定結果一覧

これまでに環境基準を超過した結果はありません。

ア) 一般環境大気

(単位: pg-TEQ/m³)

調査地点	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	環境基準値
松林公民館	0.12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.6
芹沢スポーツ広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鶴嶺公民館	0.16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.026	—	—	—	—	—	—	—	
海岸青少年会館	0.13	0.066	0.049	0.063	—	—	—	—	0.023	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小和田公民館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.014	—	0.02	—	—	—	—	—	—	
茅ヶ崎市役所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.016	0.014	0.016	
福祉会館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
茅ヶ崎市役所 小出支所	0.13	0.08	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.016	—	—	—	
つつじ学園	0.11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小和田地区コミュニティセンター	—	—	0.059	—	—	—	—	0.037	—	—	—	—	—	0.014	—	—	—	—	—	
鶴嶺東コミュニティセンター	—	—	—	0.097	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
民俗資料館(旧和田家)	—	—	—	—	0.052	—	—	—	—	0.019	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
コミュニティセンター湘南	—	—	—	—	—	0.039	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
萩園いこいの里	—	—	—	—	—	—	0.038	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
茅ヶ崎市こどもセンター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.024	—	—	—	—	

イ) 一般環境土壌

(単位: pg-TEQ/g)

調査地点	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	環境基準値
室田第2公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
芹沢スポーツ広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
萩園第3公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
茅ヶ崎公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小和田公民館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中央公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
福祉会館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小出青少年広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.5	—	—	—	
松が丘第2公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
萩園第2公園	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
南湖第一公園	4.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
清水公園	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
富士見町公園	0.079	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
赤羽根青少年広場	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
高田第一公園	—	4.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
西羽根沢公園	—	2.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
円蔵第2青少年広場	—	—	0.77	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
浜之郷公園	—	—	4.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
香川第2公園	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
津戸田公園	—	—	—	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
共恵第一公園	—	—	—	—	8.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
西久保広町公園	—	—	—	—	—	2.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
萩園下河原公園	—	—	—	—	—	—	2.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
赤松公園	—	—	—	—	—	—	—	4.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中海岸第二公園	—	—	—	—	—	—	—	—	3.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
下寺尾東方公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
松浪公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.1	—	—	—	—	—	—	—	—	
さくら公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.7	—	—	—	—	—	—	—	
平和町公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.8	—	—	—	—	—	—	
東小和田公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.98	—	—	—	—	—	
下町屋北公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9	—	—	—	—	
茅ヶ崎市みずき	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0014	—	

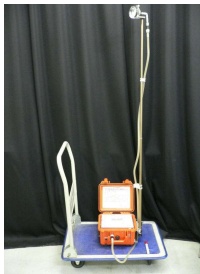
注 本調査では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及び コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をまとめてダイオキシン類と称しています。

(5) アスベスト

神奈川県が一般環境大気中のアスベスト濃度を把握するため、奇数年に茅ヶ崎市役所で環境調査を行っております。
平成18年度から令和元年度までの環境調査の結果、総繊維数濃度が1本／リットル以下でした。



測定風景



使用機器（ローボリュームエアサンプラー）

一般環境大気中のアスベスト経年測定結果一覧

（単位：総繊維数濃度（本／リットル））

調 査 地 点	18年度		19年度		21年度		23年度	
	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値
茅ヶ崎市役所	0.11未満	0.11未満	0.3未満	0.3未満	0.095	0.17	0.11	0.17
調 査 地 点	25年度		27年度		29年度		元年度	
	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値
茅ヶ崎市役所	0.071	0.22	0.16	0.19	0.41	0.62	0.10	0.28

※平成元年環境庁告示第93号（石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法）及び「アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）」（環境省）に基づき測定を実施しました。
・位相差顕微鏡法で総繊維数を計数する。
・位相差顕微鏡法の測定結果（総繊維数濃度）が1本／リットルを超過したものについては、電子顕微鏡によりアスベストを同定して計数する。
※1地点につき2箇所、3日間（各日4時間）試料採取し、各試料（計6検体）を位相差顕微鏡で測定して得られた総繊維数濃度の幾何平均値及び最大値を示しています。

(6) 放射線量

神奈川県が市内2か所の空間放射線量の測定を行っております。

測定の結果、茅ヶ崎市で定めた自主対応基準の0.23μSv/hより低い値で推移しておりました。

(単位：μSv/h)

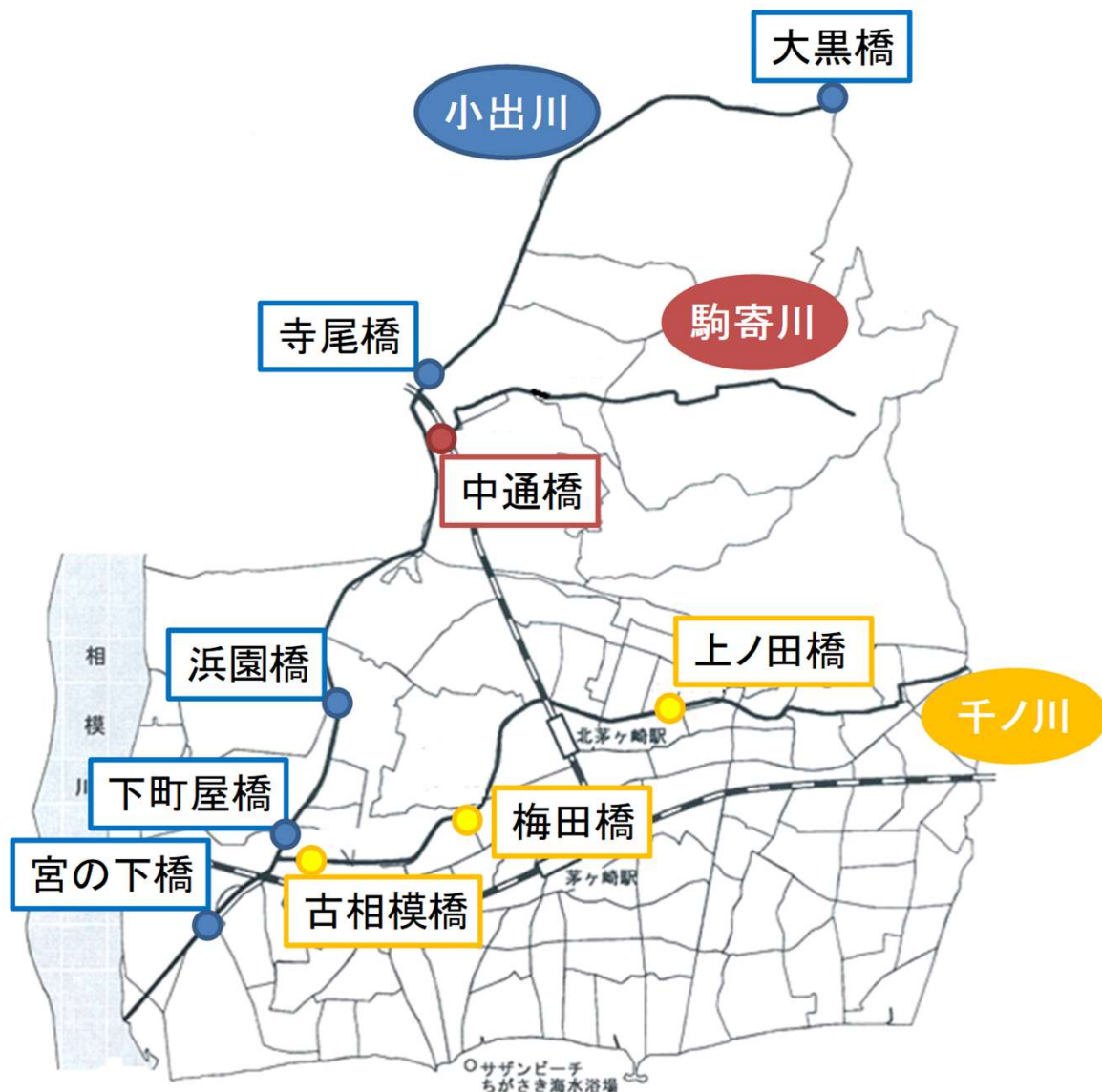
調 査 地 点	測定日	天候	測定高さ・測定値			自主対応基準(注)
			地上1 m	地上50 cm	地上5 cm	
市役所本庁舎 エントランス、タイル	平成23年7月26日	晴れ	0.05	0.05	0.06	0.23
	平成23年9月21日	晴れ	0.06	0.06	0.07	
	平成23年12月19日	晴れ	0.05	0.05	0.06	
	平成24年3月26日	晴れ	0.05	0.06	0.06	
	平成24年6月28日	晴れ	0.05	0.05	0.05	
	平成24年9月19日	晴れ	0.05	0.05	0.05	
	平成24年12月6日	晴れ	0.05	0.05	0.06	
	平成25年3月12日	晴れ	0.05	0.05	0.05	
	平成25年7月5日	晴れ	0.05	0.05	0.05	
	平成25年9月13日	晴れ	0.04	0.04	0.04	
	平成25年12月13日	晴れ	0.04	0.04	0.05	
	平成26年6月11日	雨	0.05	0.05	0.05	
	平成26年12月3日	晴れ	0.04	0.05	0.05	
	平成27年6月24日	晴れ	0.05	0.05	0.05	
	平成27年12月18日	晴れ	0.04	0.05	0.04	
	平成28年6月28日	曇り	0.04	0.04	0.04	
	平成28年12月12日	晴れ	0.05	0.05	0.04	
	平成29年7月6日	晴れ	0.03	0.04	0.04	
	平成30年1月15日	晴れ	0.04	0.04	0.04	
	平成30年7月3日	晴れ	0.03	0.03	0.03	
小出支所駐車場、 アスファルト	令和1年8月20日	晴れ	0.04	0.04	0.04	
	令和2年11月10日	晴れ	0.03	0.04	0.03	
	平成23年12月19日	晴れ	0.04	0.04	0.05	
	平成24年3月26日	晴れ	0.05	0.05	0.06	
	平成24年6月28日	晴れ	0.05	0.04	0.05	
	平成24年9月19日	晴れ	0.04	0.04	0.05	
	平成24年12月6日	晴れ	0.04	0.04	0.05	
	平成25年3月12日	晴れ	0.04	0.04	0.04	
	平成25年7月5日	晴れ	0.03	0.04	0.04	
	平成25年9月13日	晴れ	0.03	0.03	0.03	
	平成25年12月13日	晴れ	0.04	0.04	0.05	
	平成26年6月11日	雨	0.03	0.04	0.04	
	平成26年12月3日	晴れ	0.04	0.03	0.04	
	平成27年6月24日	晴れ	0.04	0.05	0.05	
	平成27年12月18日	晴れ	0.03	0.03	0.04	
	平成28年6月28日	雨	0.04	0.04	0.04	
	平成28年12月12日	晴れ	0.03	0.04	0.04	
	平成29年7月6日	曇り	0.03	0.03	0.04	
	平成30年1月15日	晴れ	0.03	0.03	0.04	
	平成30年7月3日	晴れ	0.03	0.03	0.03	
	令和1年8月20日	晴れ	0.04	0.05	0.05	
	令和2年11月10日	晴れ	0.04	0.05	0.05	

注) 茅ヶ崎市では、国の「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」（平成23年10月21日内閣府発表）を受け、除染の判定基準について、地上1センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト以上とする自主対応基準を定めた。

4－2 水 質 汚 濁

- (1) 河川（法第16条の測定計画に基づく測定等）
- (2) 海域（法第16条の測定計画に基づく測定）
- (3) 河川（市計画による自主測定）
- (4) 水浴場
- (5) 地下水（法第16条の測定計画に基づく測定）

河川等水質調査地点



- 【小出川】 藤沢市北部の谷戸に源を発し、本市北部の芹沢に入り、田園地帯を流れて千ノ川に合流し、その後相模川河口で相模川と合流する総延長12.7kmの河川です。定点調査では最上流の大黒橋から下流の宮の下橋まで5地点、測定計画に基づく調査でも宮の下橋で測定しています。
- 【駒寄川】 本市北部の谷戸に源を発し、北部の堤、下寺尾の田園地帯を約3.6km流下して小出川に合流しています。定点調査では小出川合流直前の中通橋で測定しています。
- 【千ノ川】 かつては、藤沢市羽鳥付近に源を発していましたが、現在は明確な源流はありません。国道1号線に平行して西に向い約6.2km流下して小出川に合流しています。定点調査では、本村の上ノ田橋から小出川合流前の古相模橋まで3地点を測定しています。

(1) - 1 河川 (法第 16 条の測定計画に基づく測定)

小出川の環境基準は平成 30 年 6 月に類型指定が行われ、環境基準 (河川 B 類型及び生物 B 類型) として評価しました。
年 12 回測定した結果、BOD (75% 値で評価) 及び大腸菌群数 (平均値で評価) で環境基準を超過しました。

区分	測定項目（単位）	水域（支川）	相模川（小出川）				環境基準 （判定値）	
		類型	河川（B）					
		測定地点	宮の下橋					
		測定値	平均値	最小値	最大値	m/n		
生活環境項目	pH		7.8	7.4	8.2	0/12	6.5以上8.5以下	
	BOD	(mg/L)	3.8 (75%値：4.5)	2.2	5.7	9/12	3以下	
	COD	(mg/L)	6.0 (75%値：6.9)	4.2	7.9	*/12	－	
	SS	(mg/L)	23	7	51	3/12	25以下	
	DO	(mg/L)	7.7	6.1	10.0	0/12	5以上	
	大腸菌群数	(MPN/100ml)	47,441	3,300	170,000	11/12	5000以下	
	n－ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	*/2	－	
	全窒素	(mg/L)	3.3	2.1	4.9	*/12	－	
	全磷	(mg/L)	0.29	0.20	0.36	*/12	－	
	全亜鉛	(mg/L)	0.017	0.009	0.030	*/12	－	
	ノニルフェノール	(mg/L)	0.00077	0.00014	0.0014	*/2	－	
健康項目	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	(mg/L)	0.0071	0.0021	0.012	*/2	－	
	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12	0.003以下	
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと	
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12	0.01以下	
	六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12	0.05以下	
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12	0.01以下	
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12	0.0005以下	
	ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	検出されないこと	
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.02以下	
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.002以下	
	1，2－ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.004以下	
	1，1－ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.1以下	
	シス－1，2－ジクロロエチレン	(mg/L)	0.0003	<0.0002	0.0003	0/2	0.04以下	
	1，1，1－トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	1以下	
	1，1，2－トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.006以下	
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.03以下	
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.01以下	
	1，3－ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	0.002以下	
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下	
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下	
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下	
	ベンゼン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.01以下	
	セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.01以下	
	ふっ素	(mg/L)	0.10	<0.08	0.11	0/6	0.8以下	
	ほう素	(mg/L)	0.08	0.03	0.21	0/6	1以下	
	1，4－ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	0.05以下	
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.12	0.06	0.20	*/12	－	
	硝酸性窒素	(mg/L)	1.8	1.2	2.6	*/12	－	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	1.9	1.3	2.7	0/12	10以下	
特殊項目	フェノール類	(mg/L)	0.007	<0.005	0.011	0/6	(0.5以下)	
	銅	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/6	(0.3以下)	
	溶解性鉄	(mg/L)	0.14	0.11	0.17	0/6	(1以下)	
	溶解性マンガン	(mg/L)	0.10	<0.01	0.18	0/6	(1以下)	
	クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0/2	(0.2以下)	
	EPN	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	(0.1以下)	
その他の項目	ニッケル	(mg/L)	<0.008	<0.008	<0.008	*/2	－	
	アンモニア性窒素	(mg/L)	0.91	0.15	2.4	*/12	－	
	磷酸態磷	(mg/L)	0.26	0.11	0.36	*/12	－	
	電気伝導率	(mS/m)	88	23	300	*/12	－	
	塩化物イオン	(mg/L)	180	20	710	*/12	－	
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	*/6	－	
観測項目	透視度	(cm)	28.4	19.0	>30.0	*/12	－	
	気温	(℃)	19.0	7.5	31.4	*/12	－	
	水温	(℃)	18.8	10.0	29.3	*/12	－	
	流量	(m ³ /s)	1.14	0.40	3.00	*/12	－	

注1 pHからDOの平均値 (最小値・最大値) 及び観測項目については、日間平均値の年間平均値 (最小値・最大値) です。

注2 m/n は基準値等を越えた検体数/調査検体数 (m: *は判定基準なし) です。

注3 75%値は日間平均値の年間全データ (n件) を小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値です。

注4 特殊項目の判定値 (環境基準の欄) は排水基準を定める総理府令に定める値の1/10としています。

注5 EPNの判定値 (環境基準の欄) は環境庁の定めた要監視項目指針値を用いています。

注6 平均値算出の際には、報告下限値以下の値は報告下限値として算出しています。

(1) - 2 河川 (化学物質環境モニタリング調査)

神奈川県は化学物質による水生生物への影響を把握する観点から、排出量と有害性を考慮し、溶剤、可塑剤、界面活性剤及び水生生物に対し内分泌かく乱作用があるとされる物質等 12 物質を選定し水質環境の調査を実施しています。

年 2 回測定した結果、シクロヘキシルアミンは検出されましたが、市内小出川で検出された値はこれまで神奈川県が実施した県内他の河川水調査結果の範囲内でした。

(単位: $\mu\text{g/L}$)

化審法No.	調査対象物質	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		県調査結果 (H10～R1)
		7 月	1 2 月	7 月	1 1 月	6 月	1 1 月	6 月	1 1 月	7 月	1 2 月	
407	ポリ (オキシエチレン) = アルキルエーテル (C=12～15)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND～2
188	N, N-ジシクロヘキシルアミン	ND	0.20	0.18	ND	ND	0.09	ND	ND	ND	ND	ND～0.23
355	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND～9.4
239	有機スズ化合物 (トリブチルスズ化合物)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND～0.20
239	有機スズ化合物 (トリフェニルスズ化合物)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND～0.01
354	フタル酸ジ-n-ブチル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND～0.91
410	ポリ (オキシエチレン) ノニルフェニルエー テル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND～5
37	ビスフェノールA	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND～0.79
74	4-tert-オクチルフェノール	ND	ND	ND	0.02	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND～0.31
224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシ ド	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND～0.6
408	ポリ (オキシエチレン) オクチルフェニル エーテル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND～4
154	シクロヘキシルアミン	0.38	0.15	ND	0.15	ND	ND	ND	ND	0.13	ND	ND～0.38

※NDは、検出下限値未満の値であることを示す。

○調査対象物質の概要について

化審法No.	調査対象物質	用途	主な排出源	水生生物への影響	基準値等
407	ポリ (オキシエチレン) = アルキルエーテル (C=12～15)	界面活性剤 (家庭用・業務用洗剤)	家庭	水生生物に対する有害性がある。	20 $\mu\text{g/L}$ 以下 (水道水質基準値、 非イオン界面活性剤として設 定)
188	N, N-ジシクロヘキシルアミン	防錆剤、ゴム薬品、 界面活性剤、染料	事業所	水生生物に対する有害性がある。	
355	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	可塑剤 (塩化ビニル樹脂)	事業所 (プラスチック製品製造業)	水生生物に対する有害性がある。	60 $\mu\text{g/L}$ 以下 (水質・地下水要監 視項目指針値) 80 $\mu\text{g/L}$ 以下 (水道水質管理目標 値)
239	有機スズ化合物 (トリブチルスズ化合物)	船底塗料、漁網防汚剤 (こ れらの用途では、現在我が 国では使用されていない)、殺菌剤	外航船舶、環境残留	イボニシ (巻き貝の一種) に対する内分泌かく乱作用 が確認されている。	0.6 $\mu\text{g/L}$ 以下 (水道水質要検討 項目暫定目標値、有機スズ化 合物として設定)
239	有機スズ化合物 (トリフェニルスズ化合物)	船底塗料、漁網防汚剤 (こ れらの用途では、現在我が 国では使用されていない)、殺菌剤	外航船舶、環境残留	イボニシ (巻き貝の一種) に対する内分泌かく乱作用 が確認されている。	0.6 $\mu\text{g/L}$ 以下 (水道水質要検討 項目暫定目標値、有機スズ化 合物として設定)
354	フタル酸ジ-n-ブチル	添加剤 (塗料、顔料、接着 剤)、可塑剤 (合成皮革、 塩化ビニル樹脂)	中小事業所	水生生物に対する有害性がある。	10 $\mu\text{g/L}$ 以下 (水道水質検討項目 目標値)
410	ポリ (オキシエチレン) ノニルフェニルエー テル	界面活性剤 (乳化剤、洗淨 剤、農薬用展着剤)	農業の使用、家庭	水生生物に対する有害性がある。	20 $\mu\text{g/L}$ 以下 (水道水質基準値、 非イオン界面活性剤として設 定)
37	ビスフェノールA	合成樹脂原料 (ポリカーボ ネート樹脂、エポキシ樹 脂)	事業所 (化学工業、輸送用 機械器具製造業など)	メダカに対する内分泌かく 乱作用が推察されている。	100 $\mu\text{g/L}$ 以下 (水道水質要検討 項目暫定目標値)
74	4-tert-オクチルフェノール	工業用界面活性剤・油性溶 液フェノール樹脂の原料	事業所 (化学工業など)	メダカに対する内分泌かく 乱作用が推察されている。	0.4～4 $\mu\text{g/L}$ (水生生物 要監視 項目指針値)
224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシ ド	有機化学製品用 (洗淨 等)、添加剤 (繊維用、油 用、その他)、界面活性剤	事業所 (製造業、化学工業 など)	水生生物に対する有害性がある。	
408	ポリ (オキシエチレン) オクチルフェニル エーテル	界面活性剤 (乳化剤、洗淨 剤、農薬用展着剤)	農業の使用、家庭	水生生物に対する有害性がある。	20 $\mu\text{g/L}$ 以下 (水道水質基準値、 非イオン界面活性剤として設 定)
154	シクロヘキシルアミン	添加剤、染料、界面活性剤	事業所 (製造業、化学工業 など)	水生生物に対する有害性がある。	

(2) 海域（法第16条の測定計画に基づく測定）

年12回測定した結果、DO（平均値で評価）で環境基準を超過しました。

区分		水域	相模湾(2)				環 境 基 準 (判定値)
		類型	海 域 A				
		測定地点	茅ヶ崎沖（緯度N35° 18' 06"経度E139° 23' 49"）				
		測定項目（単位）	測定値	平均値	最小値	最大値	
生活環境項目	p H		8. 1	8. 0	8. 2	0/12	7. 8以上8. 3以下
	C O D	(mg/L)	0. 8 (75%値：1. 1)	0. 2	2. 1	1/12	2以下
	D O	(mg/L)	7. 3	5. 6	9. 1	7/12	7. 5以上
	大腸菌群数	(MPN/100ml)	6. 1	<2	49	0/12	1000以下
	n－ヘキサン抽出物質	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと
	全窒素	(mg/L)	0. 18	0. 08	0. 36	*/12	－
	全磷	(mg/L)	0. 019	0. 009	0. 036	*/12	－
	全亜鉛	(mg/L)	0. 002	0. 001	0. 005	*/12	－
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003	0/6	0. 003以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/6	検出されないこと
	鉛	(mg/L)	<0. 005	<0. 005	<0. 005	0/6	0. 01以下
	六価クロム	(mg/L)	<0. 02	<0. 02	<0. 02	0/6	0. 05以下
	砒素	(mg/L)	<0. 005	<0. 005	<0. 005	0/6	0. 01以下
	総水銀	(mg/L)	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	0/6	0. 0005以下
	P C B	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	検出されないこと
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	0/2	0. 02以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	0/2	0. 002以下
	1， 2－ジクロロエタン	(mg/L)	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	0/2	0. 004以下
	1， 1－ジクロロエチレン	(mg/L)	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	0/2	0. 1以下
	シス－1， 2－ジクロロエチレン	(mg/L)	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	0/2	0. 04以下
	1， 1， 1－トリクロロエタン	(mg/L)	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	0/2	1以下
	1， 1， 2－トリクロロエタン	(mg/L)	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	0/2	0. 006以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	0/4	0. 03以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	0/4	0. 01以下
	1， 3－ジクロロプロペン	(mg/L)	<0. 0004	<0. 0004	<0. 0004	0/2	0. 002以下
	チウラム	(mg/L)	<0. 0006	<0. 0006	<0. 0006	0/2	0. 006以下
	シマジン	(mg/L)	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003	0/2	0. 003以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0. 002	<0. 002	<0. 002	0/2	0. 02以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	0/2	
	セレン	(mg/L)	<0. 002	<0. 002	<0. 002	0/2	0. 01以下
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0. 05	<0. 05	<0. 05	*/12	－
	硝酸性窒素	(mg/L)	0. 07	<0. 05	0. 16	*/12	－
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0. 12	<0. 10	0. 21	0/12	10以下
特殊項目	フェノール類	(mg/L)	<0. 005	<0. 005	<0. 005	0/2	(0. 5以下)
	銅	(mg/L)	<0. 01	<0. 01	<0. 01	0/2	(0. 3以下)
	溶解性鉄	(mg/L)	<0. 02	<0. 02	<0. 02	0/2	(1以下)
	溶解性マンガン	(mg/L)	<0. 01	<0. 01	<0. 01	0/2	(1以下)
	E P N	(mg/L)	<0. 0006	<0. 0006	<0. 0006	0/2	(0. 006以下)
	ニッケル	(mg/L)	<0. 008	<0. 008	<0. 008	*/2	－
その他の項目	アンモニア性窒素	(mg/L)	0. 05	<0. 04	0. 12	*/12	－
	磷酸態磷	(mg/L)	0. 009	0. 007	0. 015	*/12	－
	塩分	(%o)	31. 09	29. 40	32. 13	*/12	－
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	<0. 03	<0. 03	<0. 03	*/6	－
	クロロフィル a	(μ g/L)	1. 8	<0. 5	3. 4	*/12	－
観測項目	透明度	(m)	6. 6	1. 5	14. 0	*/12	－
	気温	(° C)	19. 6	8. 3	32. 4	*/12	－
	水温	(° C)	20. 1	13. 3	27. 6	*/12	－

注1 m/nは基準値等を超えた検体数/調査検体数（m：*は判定基準なし）です。

注2 75%値は日間平均値の年間全データ（n件）を小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値です。

注3 特殊項目の判定値（環境基準の欄）は排水基準を定める総理府令に定める値の1/10としています。

注4 EPNの判定値（環境基準の欄）は環境庁の定めた要監視項目指針値を用いています。

注5 平均値算出の際には、報告下限値以下の値は報告下限値として算出しています。

(3) 河川（市計画による自主測定）

市の自主的な取り組みとして、市内を流れる千ノ川、小出川及び駒寄川の水質汚濁の状況を年6回調査しています。**（本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回欠測としています。）**

ア 千ノ川（令和2年度）

千ノ川は環境基準の指定がされないため、合流先である小出川の河川B類型を準用して評価しています。

千ノ川では、全ての調査地点でBODが環境基準を超過しました。

項 目		上ノ田橋		梅田橋		古相模橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水 温 (°C)	18.1	12.4 ～ 24.8	17.6	11.7 ～ 25.7	16.6	9.0 ～ 26.3	—
	透視度 (cm)	50	48 ～ >50	48	41 ～ >50	45	24 ～ >50	—
生活環境項目	p H	7.5	7.3 ～ 7.9	7.5	7.3 ～ 7.9	7.5	7.3 ～ 7.8	6.5～8.5
	BOD (mg/l)	5.6	4.0 ～ 9.6	4.1	2.4 ～ 5.4	4.1	2.2 ～ 5.7	3以下
	COD (mg/l)	2.8	1.5 ～ 4.2	1.9	0.7 ～ 2.6	1.6	0.4 ～ 2.8	—
	S S (mg/l)	8	3 ～ 16	10	5 ～ 18	12	7 ～ 26	25以下
	D O (mg/l)	5.6	4.3 ～ 6.3	6.8	5.4 ～ 10	6.5	5.1 ～ 9.9	5以上

イ 小出川（令和2年度）

小出川の環境基準は平成30年6月に類型指定が行われ、河川B類型として評価しています。

小出川では、全ての調査地点でBOD、寺尾橋でSSが環境基準を超過しました。

項 目		大黒橋		寺尾橋		浜園橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水 温 (°C)	17.1	10.2 ～ 25.4	17.1	8.3 ～ 27.5	15.8	7.0 ～ 26.3	—
	透視度 (cm)	>50	>50 ～ >50	26	21 ～ 31	29	18 ～ 47	—
生活環境項目	p H	7.6	7.2 ～ 7.8	7.5	7.3 ～ 7.7	7.6	7.2 ～ 7.9	6.5～8.5
	BOD (mg/l)	4.5	1.3 ～ 6.5	11	6.4 ～ 17	7.9	5.1 ～ 13	3以下
	COD (mg/l)	2.8	1.5 ～ 4.1	8.4	5.7 ～ 11	5.1	3.1 ～ 6.7	—
	S S (mg/l)	3	<1 ～ 10	28	6 ～ 46	20	13 ～ 30	25以下
	D O (mg/l)	8.8	7.6 ～ 10	6.8	5.1 ～ 10	6.8	5.7 ～ 10	5以上

項 目		下町屋橋		宮の下橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水 温 (°C)	15.8	8.4 ～ 25.9	16.9	10.1 ～ 26.3	—
	透視度 (cm)	41	27 ～ >50	33	24 ～ >50	—
生活環境項目	p H	7.5	7.2 ～ 7.9	7.5	7.2 ～ 7.9	6.5～8.5
	BOD (mg/l)	5.9	5.2 ～ 7.1	4.7	2.7 ～ 6.6	3以下
	COD (mg/l)	4.0	2.2 ～ 7.6	3.7	1.6 ～ 5.5	—
	S S (mg/l)	15	7 ～ 26	18	3 ～ 33	25以下
	D O (mg/l)	6.0	5.0 ～ 8.6	6.7	5.6 ～ 8.7	5以上

注1 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均です。

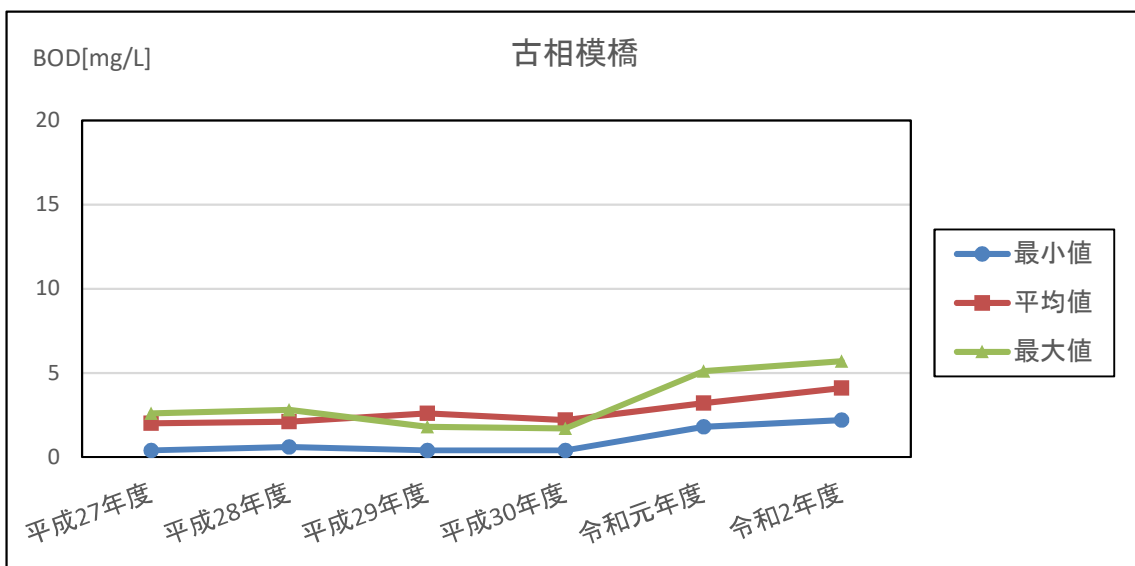
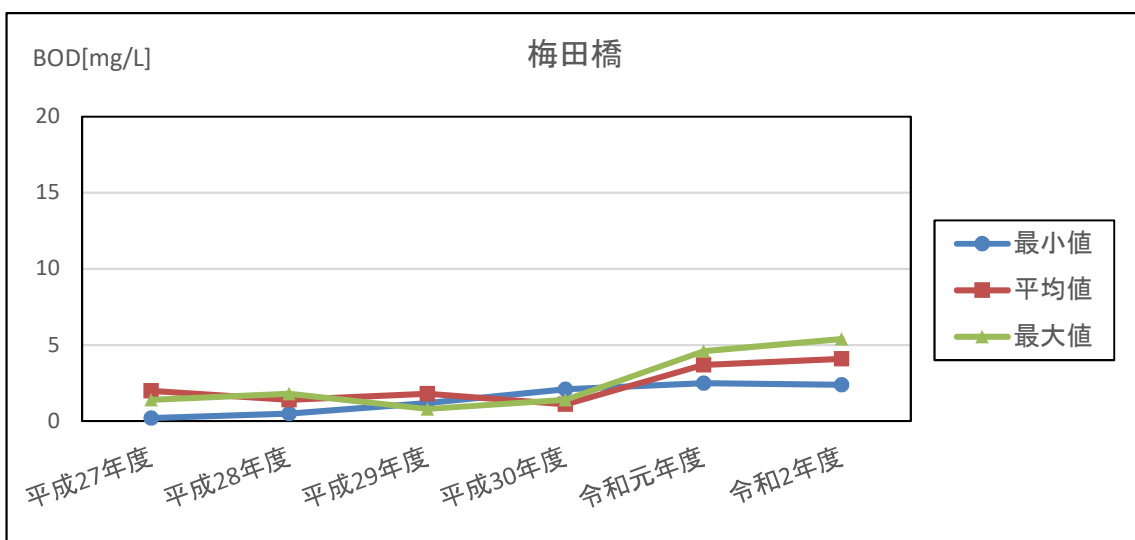
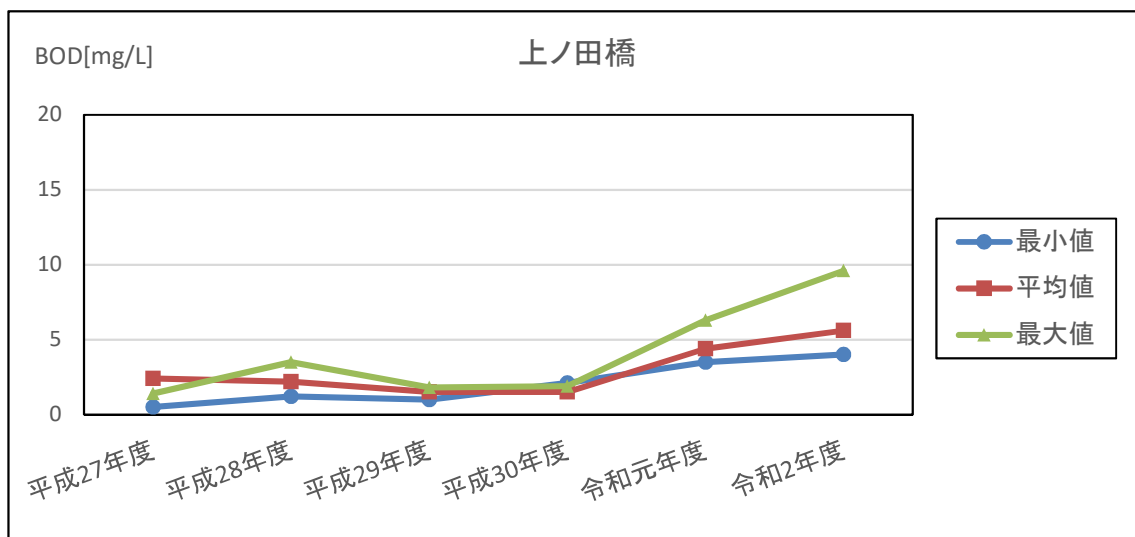


図 千ノ川 BOD経年変化

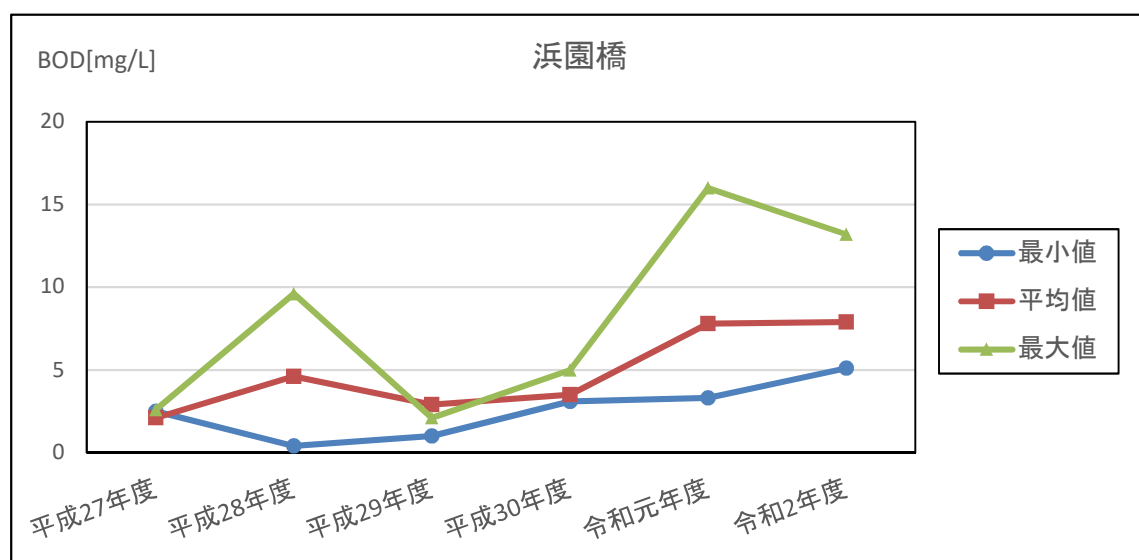
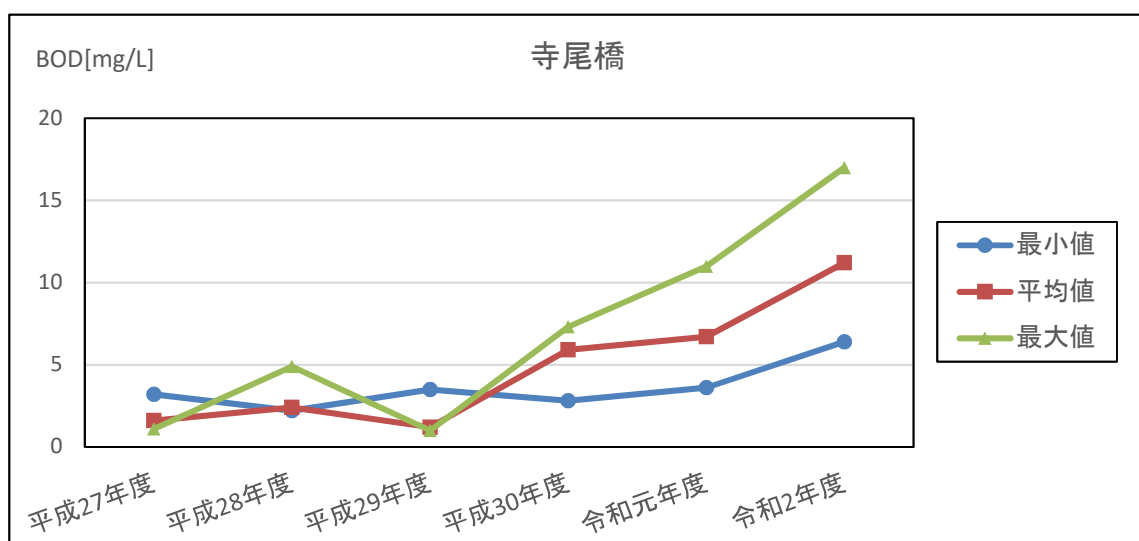
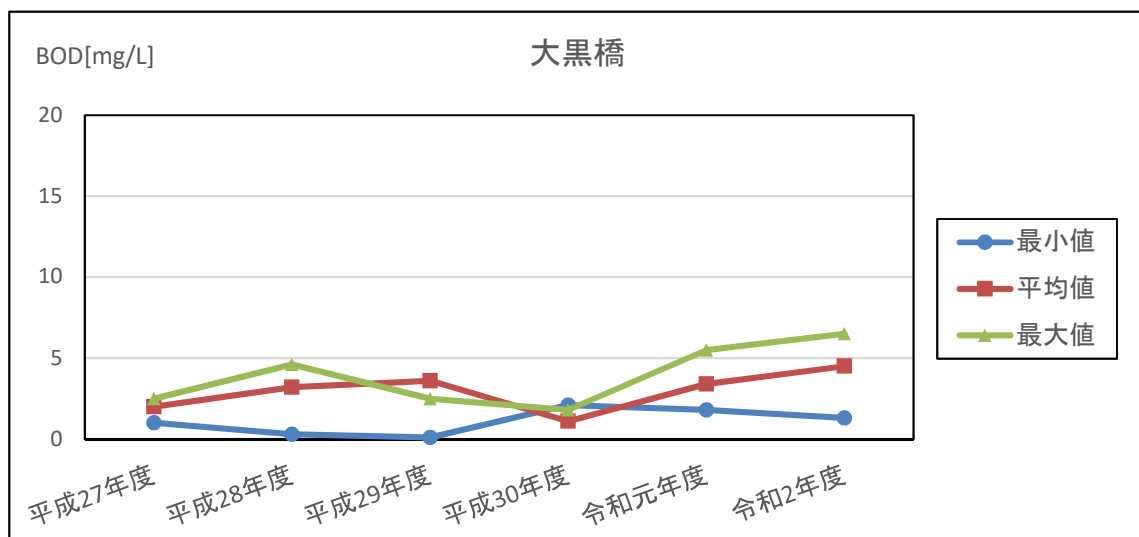


図 小出川 BOD経年変化

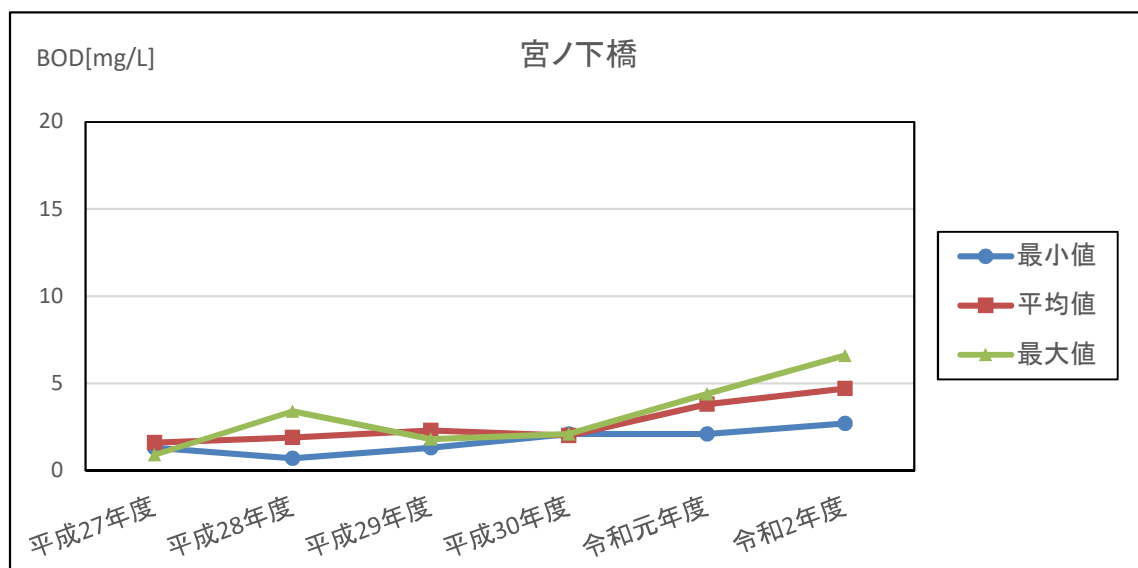
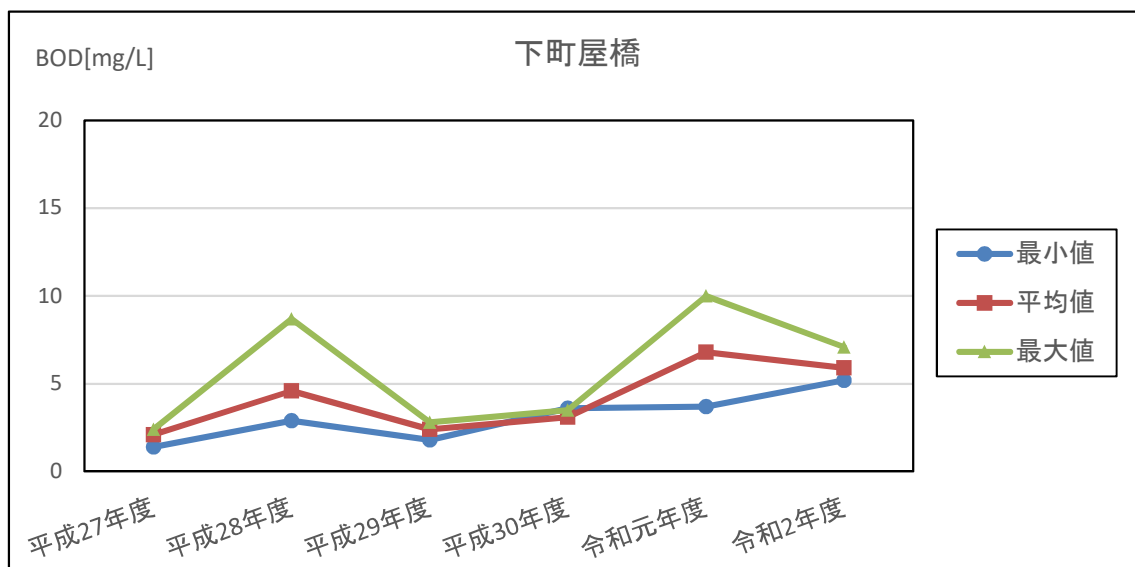


図 小出川 BOD経年変化

ウ 駒寄川（令和２年度）

駒寄川は環境基準の指定がされないため、合流先である小出川の河川Ｂ類型を準用して評価しています。

駒寄川では、中通橋でＢＯＤが環境基準を超過しました。

項 目		地点名	中通橋		環境基準
			平均値	最小値 ～ 最大値	
観測項目	水 温 (℃)		17.1	9.0 ～ 26.9	—
	透視度 (cm)		>50	>50 ～ >50	—
生活環境項目	p H		7.6	7.2 ～ 7.8	6.5～8.5
	B O D (mg/l)		5.4	3.8 ～ 7.2	3以下
	C O D (mg/l)		3.1	2.1 ～ 5.0	—
	S S (mg/l)		8	4 ～ 12	25以下
	D O (mg/l)		7.1	5.8 ～ 8.2	5以上

注１ 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均です。

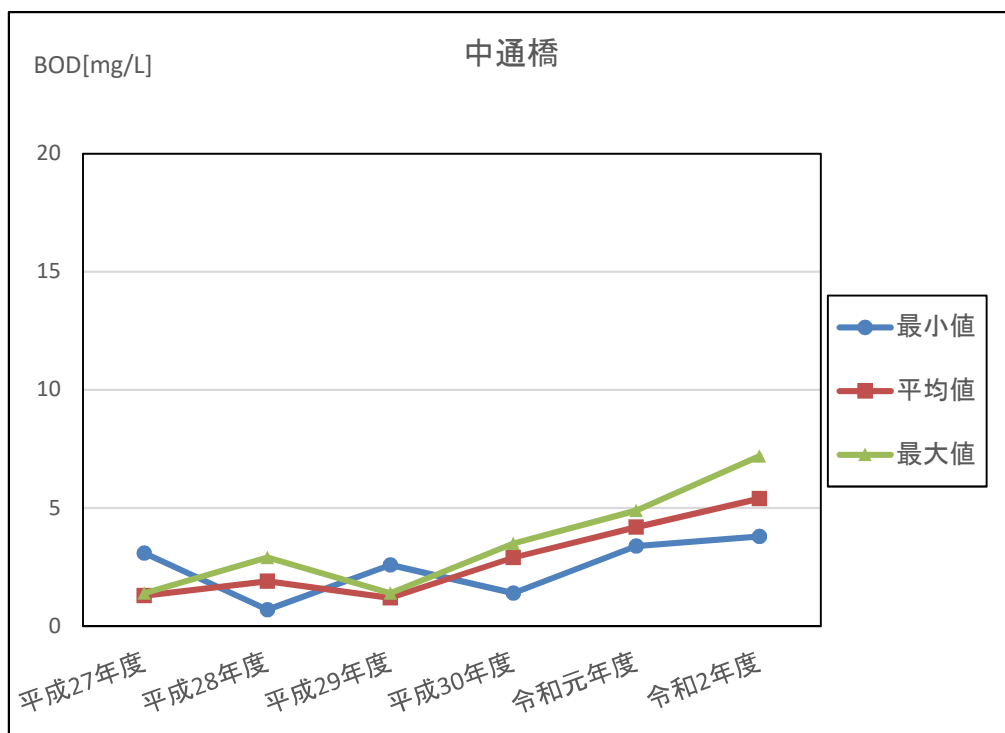


図 駒寄川 B O D 経年変化

(4) 水浴場

海水浴場として利用されているサザンビーチちがさきの水質等の状況を国に報告するため、海水浴場の開設前の5月と開設中7月に測定を実施しています。

令和2年度の水質測定の結果、開設前判定は水質Bでした。なお、病原性大腸菌O-157は不検出でした。

※新型コロナウイルスの影響で当市の海水浴場の開設は中止となりましたので開設中判定は行いませんでした。

調査項目 調査時期	評価項目				判定	参考項目 O-157
	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度		
5月 (海水浴場開設前)	<2	なし	2.1mg/L	1m以上	水質B	不検出

水浴場水質判定基準

判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」、あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不 検 出 (検出下限2個/100mL)	油膜が 認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全 透 (1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が 認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全 透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が 認められない	5mg/L以下	1m未満 ～50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が 認められない	8mg/L以下	1m未満 ～50cm以上
不適		1000個/100mLを 超えるもの	常時油膜が 認められる	8mg/L超	50cm未満※

注1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

注2 「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

注3 透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(5) 地下水（水質汚濁防止法第16条の測定計画に基づく測定）

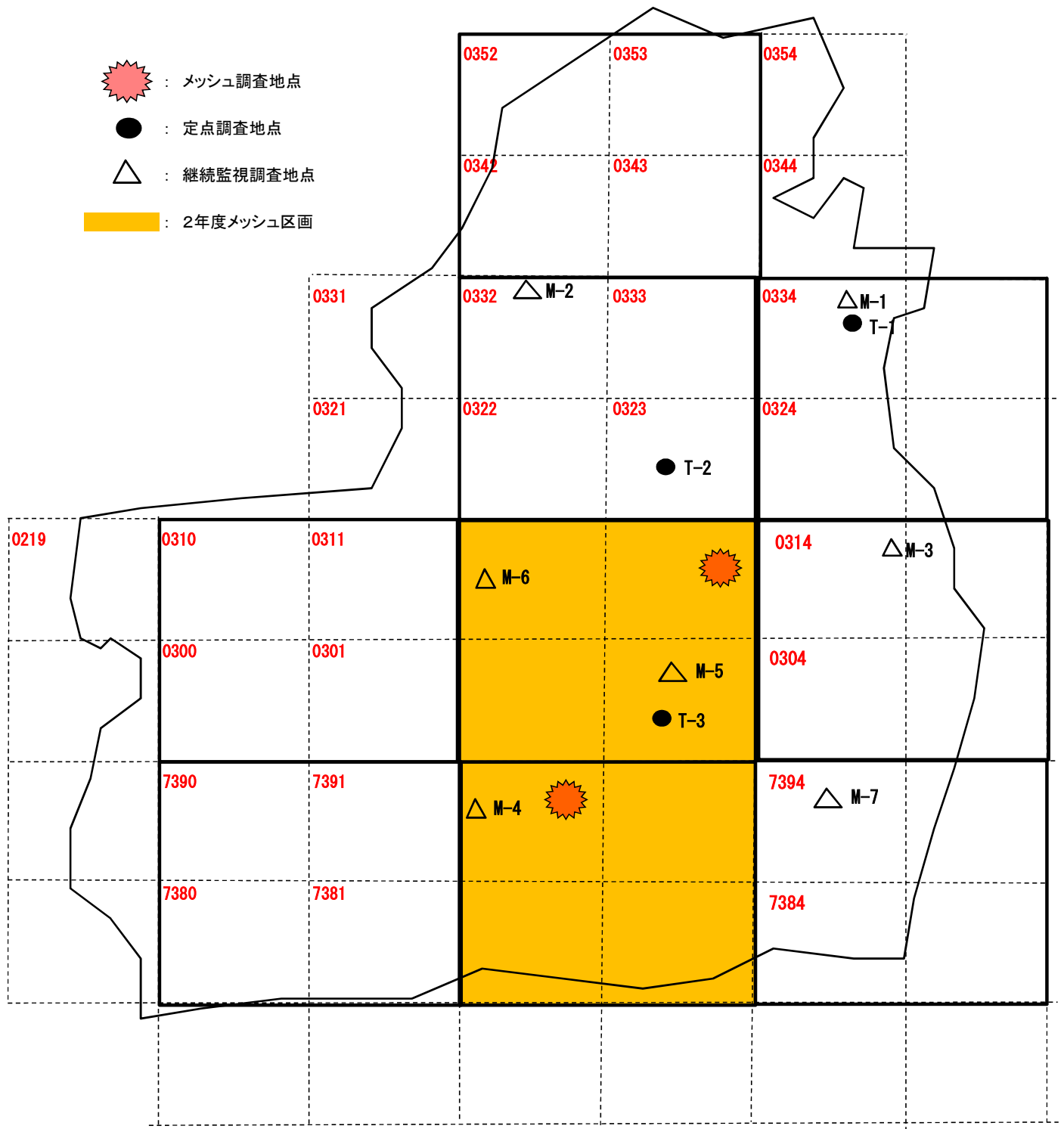
定点調査は全6地点を3地点ずつ隔年で調査しています。また、メッシュ調査は県全域を2kmメッシュに区画分けし、茅ヶ崎市内の9メッシュを4年サイクル（2メッシュを3年、3メッシュを1年）で調査しています。継続監視調査は、過去の地下水水質調査において環境基準を超過した項目があった地点を引き続き調査しており、令和2年度は7地点あります。

令和2年度の結果、定点調査、メッシュ調査で環境基準の超過はありませんでした。継続監視調査では、M-4、5、6の地点において、過去に環境基準を超過した項目等で環境基準を超過していました。

測定井戸情報

No.	調査種類	調査番号	測定地点	井戸の諸元	
				浅・深井戸	用途
1	定 点	T-1	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水
2	定 点	T-2	茅ヶ崎市甘沼	深井戸	一般飲用
3	定 点	T-3	茅ヶ崎市本村	深井戸	生活用水
4	メッシュ	0313	茅ヶ崎市室田	浅井戸	生活用水
5	メッシュ	7392	茅ヶ崎市元町	深井戸	生活用水
6	継続監視調査	M-1	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水
7	継続監視調査	M-2	茅ヶ崎市下寺尾	浅井戸	生活用水
8	継続監視調査	M-3	茅ヶ崎市赤羽根	浅井戸	生活用水
9	継続監視調査	M-4	茅ヶ崎市十間坂	浅井戸	生活用水
10	継続監視調査	M-5	茅ヶ崎市本村	浅井戸	生活用水
11	継続監視調査	M-6	茅ヶ崎市円蔵	浅井戸	生活用水
12	継続監視調査	M-7	茅ヶ崎市富士見町	浅井戸	生活用水

図 地下水調査地点（令和２年度）



ア 地下水水質常時監視調査結果（定点調査及び継続監視調査・令和２年度）

定点調査では、環境基準の超過はありません。

継続監視調査では、M－１、M－２、M－３、M－６は、過去に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過があったため、同物質を引き続き測定した結果、M－６の地点で同様に環境基準の超過が確認されました。また、M－４、M－５は、過去にトリクロロエチレンの環境基準超過があったため、同物質及び分解生成物について測定した結果、M－４ではトリクロロエチレン、M－５ではトリクロロエチレンと1,2-ジクロロエチレンが環境基準を超過しました。M－７については、過去に砒素の環境基準超過があったため、同物質及び分解生成物について測定した結果、環境基準を満たす結果でした。

単位 (mg/L)

調査項目		調査区分	定点調査			継続監視調査						
		番号	T－１	T－２	T－３	M－１	M－２	M－３	M－４	M－５	M－６	M－７
		調査機関名	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市
		調査地区名	堤	甘沼	本村	堤	下寺尾	赤羽根	十間坂	本村	円蔵	富士見町
		深度区分	浅井戸	深井戸	深井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸
		用途区分	生活用水	一般飲用	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水
		測定年月	令和2年10月29日									
		環境基準										
環境基準項目	カドミウム	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0007	－	－	－	－	－	－	－
	全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	－	－	－	－	－	－	－
	鉛	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	－	－	－	－	－	－	－
	六価クロム	0.05以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	－	－	－	－	－	－	－
	砒素	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	－	－	－	－	－	－	0.008
	総水銀	0.0005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	－	－	－	－	－	－	－
	PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	－	－	－	－	－	－	－
	ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－	－	－	－	－
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－	－	－	－	－
	クロロエチレン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－	－	－	－	－
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－	－	－	－	－
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－	0.0002未満	0.0044	－	－
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	－	－	－	0.0069	0.083	－	－
	シス－1,2-ジクロロエチレン	－	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－	0.0057	0.082	－	－
	トランス－1,2-ジクロロエチレン	－	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－	0.0011	0.0004	－	－
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－	－	－	－	－
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－	－	－	－	－
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－	0.020	0.052	－	－
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－	－	－	－	－
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	－	－	－	－	－	－	－
	チウラム	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	－	－	－	－	－	－	－
	シマジン	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	－	－	－	－	－	－	－
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	－	－	－	－	－	－	－
	ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	－	－	－	－	－	－	－
	セレン	0.01以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	－	－	－	－	－	－	－
	硝酸性窒素	－	4.2	0.92	0.05未満	10	9.6	6.2	－	－	13	－
	亜硝酸性窒素	－	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	－	－	0.05未満	－
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	4.3	0.97	0.10未満	10	9.6	6.3	－	－	13	－
	ふっ素	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	－	－	－	－	－	－	－
	ほう素	1以下	0.02未満	0.02未満	0.02	－	－	－	－	－	－	－
	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	－	－	－	－	－	－	－
一般項目	電気伝導率 (mS/m)	－	30	27	41	28	32	71	21	29	38	26
	pH	※5.8～8.6	6.7	7.3	7.9	6.8	6.7	6.6	8.1	7.7	7.0	7.6
	水温 (℃)	－	17.2	19.5	18.6	16.5	19.0	17.5	19.9	18.1	18.9	18.4
	臭気	－	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
	外観	－	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明

注 1 p Hについては水道法第 4 条に基づく水質基準値で単位はありません。

注 2 太字部分は、環境基準値の超過を示しています。

イ 地下水水質常時監視調査結果（メッシュ調査・令和2年度）
メッシュ調査では、環境基準超過をした地点はありませんでした。

単位 (mg/L)

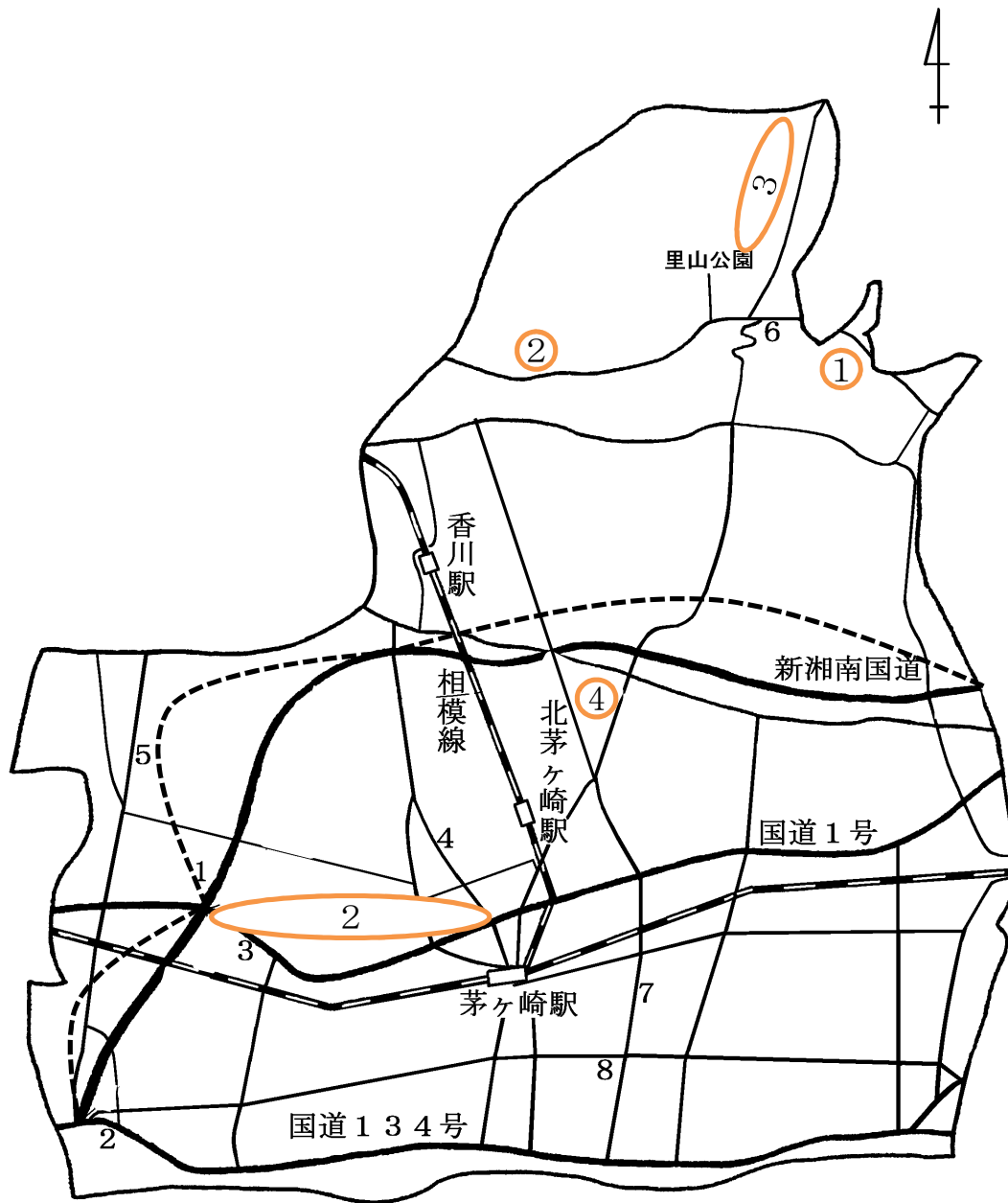
調 査 項 目		調査区分	メッシュ調査	
		番号	0313	7392
		調査機関名	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市
		調査地区名	室田	元町
		深度区分	浅井戸	深井戸
		用途区分	生活用水	生活用水
		測定年月	令和2年10月29日	
		環境基準		
環境基準項目	カドミウム	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満
	全シアン	検出されないこと	不検出	不検出
	鉛	0.01以下	0.005未満	0.005未満
	六価クロム	0.05以下	0.02未満	0.02未満
	砒素	0.01以下	0.005未満	0.005未満
	総水銀	0.0005以下	0.0005未満	0.0005未満
	PCB	検出されないこと	不検出	不検出
	ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満
	クロロエチレン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満	0.0002未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.0002未満	0.0002未満
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0004未満	0.0004未満
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.0002未満	0.0002未満
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.0002未満	0.0002未満
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満	0.0002未満
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満	0.0002未満
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0004未満	0.0004未満
	チウラム	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満
	シマジン	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002未満	0.002未満
	ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満
	セレン	0.01以下	0.002未満	0.002未満
	硝酸性窒素	-	2.0	0.05未満
	亜硝酸性窒素	-	0.05未満	0.05未満
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	2.1	0.10未満
	ふっ素	0.8以下	0.09	0.08未満
	ほう素	1以下	0.02	0.02
	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	0.005未満
一般項目	電気伝導度 (mS/m)	-	18	71
	水素イオン濃度	※5.8～8.6	7.4	7.9
	水温 (℃)	-	19.5	18.5
	臭気	-	無臭	無臭
	外観	-	無色透明	無色透明

注1 p Hについては水道法第4条に基づく水質基準値で単位はありません。

4－3 騒音・振動

- (1) 自動車交通騒音常時監視
- (2) 道路端測定（市自主調査）
- (3) 一般環境騒音測定
- (4) 航空機騒音

自動車交通騒音等測定地点図



(1) 自動車騒音常時監視

- ① 藤沢平塚線…………堤75-7付近
- ② 藤沢平塚線…………下寺尾1559付近
- ③ 遠藤茅ヶ崎線…………④の測定結果を利用し画的評価
- ④ 遠藤茅ヶ崎線…………高田1-13-25付近

(2) 道路端測定 (市自主調査)

- 1 新湘南国道…………市営今宿住宅1号棟 (今宿243-3)
- 2 国道134号…………柳島記念館 (柳島1900)
- 3 国道1号…………下町屋自治会館前 (下町屋1-6-19)
- 4 県道45号 (丸子中山茅ヶ崎線) ……茅ヶ崎市消防署前 (矢畑1280-3)
- 5 県道46号 (相模原茅ヶ崎線) ……萩園一般事業所 (萩園1305-2)
- 6 県道47号 (藤沢平塚線) ……皆楽荘前 (堤1928)
- 7 市道東海岸寒川線…………東海岸北五丁目 (東海岸北5-1-33)
- 8 市道柳島小和田線…………東海岸駐在所前 (東海岸南2-11-1)

(1) 自動車騒音常時監視（騒音規制法第18条に基づく常時監視・令和2年度）

藤沢平塚線の騒音の状況は、昼夜共に環境基準及び要請限度を達成していました。また道路沿いの住居等で評価する面的評価では、区間内99.7～100.0%で昼夜の環境基準を達成していました。

遠藤茅ヶ崎線の騒音の状況は、昼夜共に環境基準及び要請限度を達成していました。また道路沿いの住居等で評価する面的評価では、区間内の99.2～100.0%で昼夜の環境基準を達成していました。

測定項目 測定場所	区間 延長 (Km)	等価騒音レベル（d B）				時間交通量 （台／時）		面的評価					測定日
		道路端		背後地		昼 7～9時	夜 22～0時	戸数	環境基準達成率（％）			昼夜ともに基準値 超過	
		昼 6～22時	夜 22～6時	昼 6～22時	夜 22～6時				昼夜両方 24時間	昼のみ 6～22時	夜のみ 22～6時		
①藤沢平塚線 測定場所：堤 7 5－7 付近 第一種低層住居専用地域 区間：堤 4 8～芹沢 8 4 8	1.7	65	60	47	38	756	120	区間内 381 戸	99.7% 380 戸	0.0% 0 戸	0.3% 1 戸	0.0% 0 戸	令和 2 年 11月4日 ～ 11月5日
環 境 基 準		70	65	60	55			近接空間 82 戸	100.0% 82 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	
要 請 限 度		75	70					非近接空間 299 戸	99.7% 298 戸	0.0% 0 戸	0.3% 1 戸	0.0% 0 戸	
②藤沢平塚線 測定場所：下寺尾 1 5 5 9 付近 市外化調整区域 区間：芹沢 8 4 8～下寺尾 9 9 5	2.5	69	64	49	39	900	114	区間内 133 戸	100.0% 133 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	令和 2 年 11月4日 ～ 11月5日
環 境 基 準		70	65	55	45			近接空間 56 戸	100.0% 56 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	
要 請 限 度		75	70					非近接空間 77 戸	100.0% 77 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	
③遠藤茅ヶ崎線 ④の測定結果を利用し画的評価 区間：芹沢 5 4 4 8－9～堤 1 8 9 8－3	0.4							区間内 31 戸	100.0% 31 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	
環 境 基 準		70	65	65	60	近接空間 16 戸	100.0% 16 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸			
要 請 限 度		75	70			非近接空間 15 戸	100.0% 15 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸	0.0% 0 戸			
④遠藤茅ヶ崎線 測定場所：高田 1 丁 目 1 3－2 5 第一種住宅地域 区間：堤 1 9 5 0－1～本村 3 丁 目 2 0－6 1	4.4	66	61	55	42	607	110	区間内 1644 戸	99.2% 1631 戸	0.1% 2 戸	0.1% 1 戸	0.6% 10 戸	令和 2 年 11月4日 ～ 11月5日
環 境 基 準		70	65	65	60			近接空間 450 戸	97.8% 440 戸	0.4% 2 戸	0.0% 0 戸	1.8% 8 戸	
要 請 限 度		75	70					非近接空間 1194 戸	99.7% 1191 戸	0.0% 0 戸	0.1% 1 戸	0.2% 2 戸	

- 注1 道路端 道路の敷地境界線上での測定値です。
- 注2 背後地 道路端から50mの範囲内で、道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所での測定値です。
- 注3 面的評価 道路端から50mの範囲内の住居の環境基準達成状況の評価です。
- 注4 環境基準 環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定められています。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものです。現在は大気、水質、土壤汚染、騒音に関する環境基準が定められています。
- 注5 要請限度 騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値です。この値を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができます。
- 注6 区間内 区間内の道路端から50mの範囲内の住居数を記載しています。
- 注7 近接空間 2車線以下の道路は、道路端から15mまでの範囲内の住居数を記載しています。
2車線を超える道路は、道路端から20mまでの範囲内の住居数を記載しています。
- 注8 非近接空間 2車線以下の道路は、道路端から15mを超え50mまでの範囲内の住居数を記載しています。
2車線を超える道路は、道路端から20mを超え50mまでの範囲内の住居数を記載しています。

(2) 道路端測定（市自主調査・令和2年度）

市内の主要8路線の騒音の状況は、市道東海岸寒川線は昼夜ともに環境基準を超過していました。また、市道柳島小和田線では、昼間のみ環境基準を超過していました。さらに国道134号線を含む3路線では夜間のみ環境基準を超過していました。その他の路線では、昼夜ともに環境基準を達成していました。

なお、騒音及び振動の要請限度を超過した路線はありませんでした。

（単位：dB）

測定地点		騒音（Leq）						振動※2（L ₁₀ ）				用途地域	測定日
		測定結果		環境基準		要請限度		測定結果		要請限度			
		昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 8～19時	夜 19～8時	昼 8～19時	夜 19～8時		
1	新湘南国道 今宿市営住宅1号棟 今宿243-3	59	53	65	60	75	70	29	27	65	60	第1種住居	12月2日 から 12月3日
2	国道134号（※1） 柳島記念館 柳島1900	70	69	70	65	75	70	36	35	65	60	調整	11月4日 から 11月5日
3	国道1号（※1） 下町屋自治会館 下町屋1-6-19	69	67	70	65	75	70	39	37	65	60	第2種住居	11月5日 から 11月6日
4	県道45号（※1） 茅ヶ崎市消防署 矢畑1280-3	70	65	70	65	75	70	38	35	70	65	工業	11月30日 から 12月1日
5	県道46号（※1） 事業所駐車場 萩園1305-2	68	66	70	65	75	70	44	39	70	65	準工業	11月12日 から 11月13日
6	県道47号（※1） 皆楽荘 堤1928	69	65	70	65	75	70	46	40	65	60	調整	11月13日 から 11月14日
7	市道東海岸寒川線 一般住宅駐車場 東海岸北5-1-33	66	63	65	60	75	70	40	37	65	60	第1種住居	11月25日 から 11月26日
8	市道柳島小和田線 東海岸駐在所 東海岸南2-11-1	66	60	65	60	75	70	34	31	65	60	第1種住居	11月24日 から 11月25日

：環境基準超過 ：要請限度超過

注 ※1は幹線交通を担う道路に近接する区域、空間です。（2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲。）

※2は、振動には環境基準の設定がありません。

(3) 一般環境騒音測定（令和２年度）

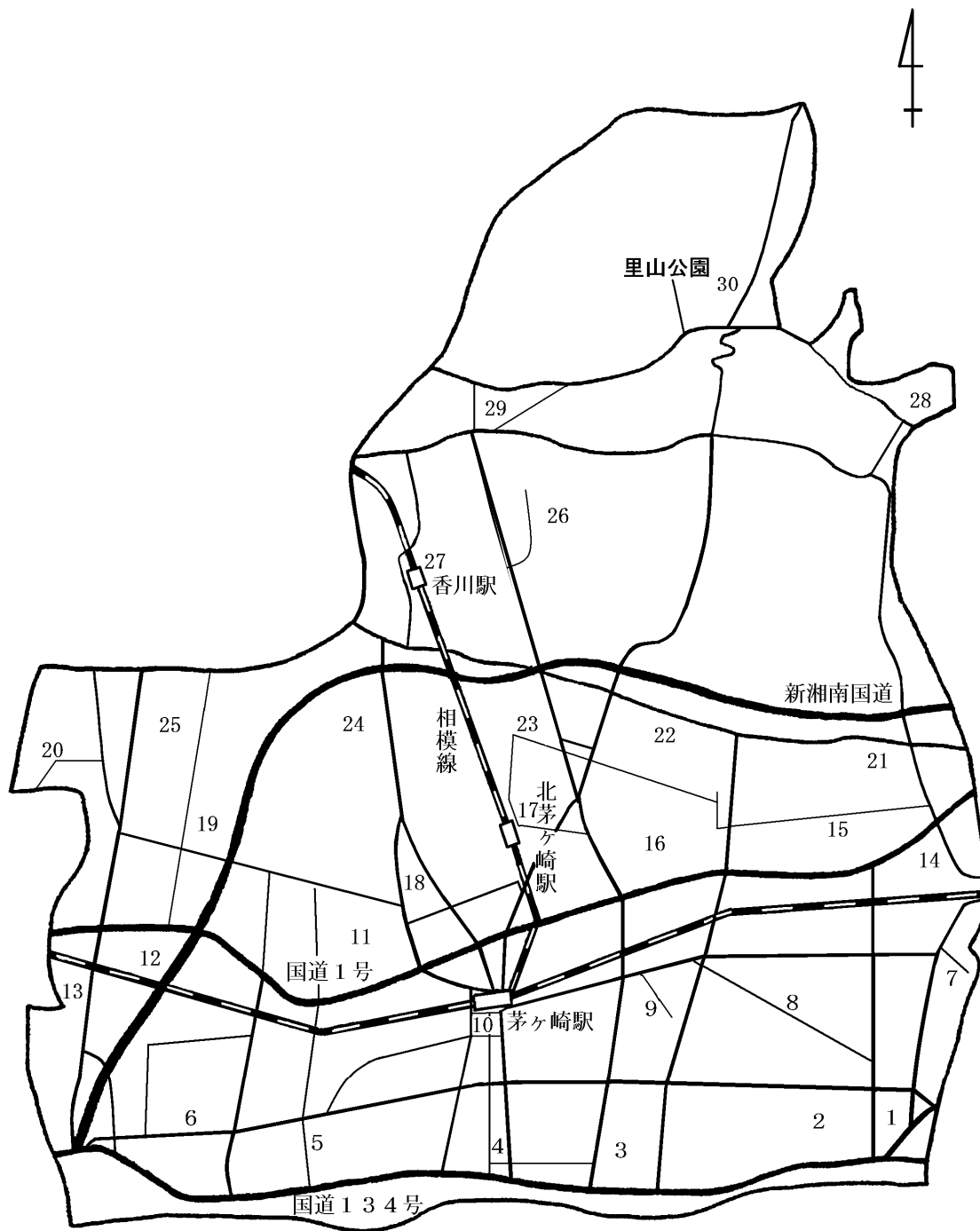
茅ヶ崎市では、平成２４年度に環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型指定を行い、市内の環境基準の順守状況を自主的な測定で確認してきましたが、環境基準を継続的にほぼ全ての地点で達成しているため、平成３０年度から測定方法を見直し、測定地点全３０地点を４年間に分けて昼間調査することとしました。

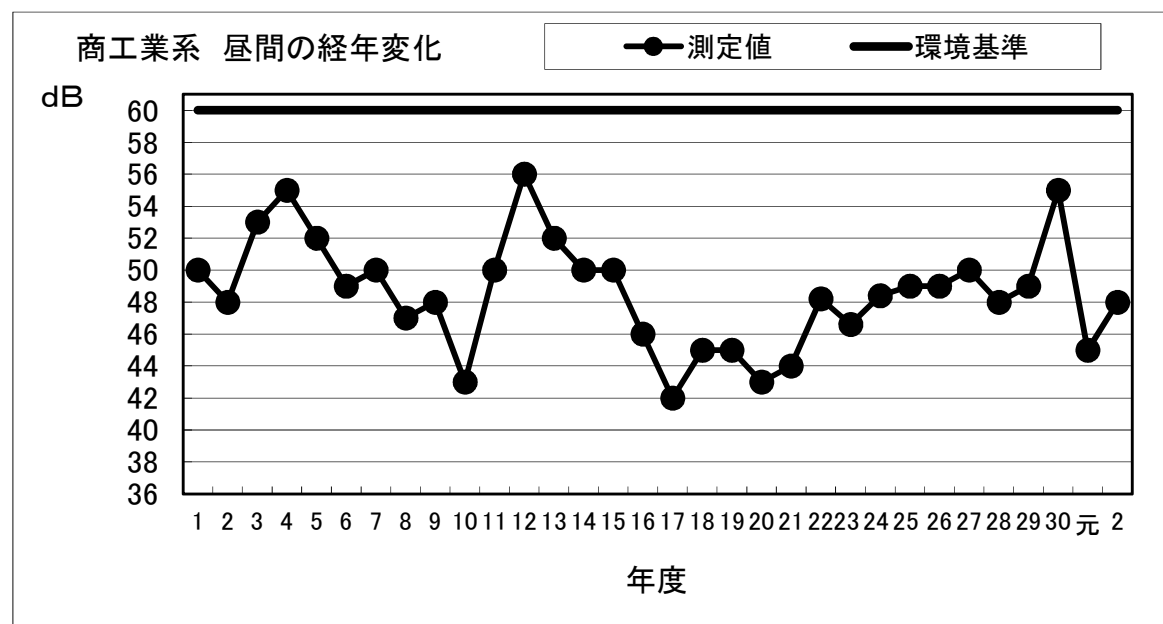
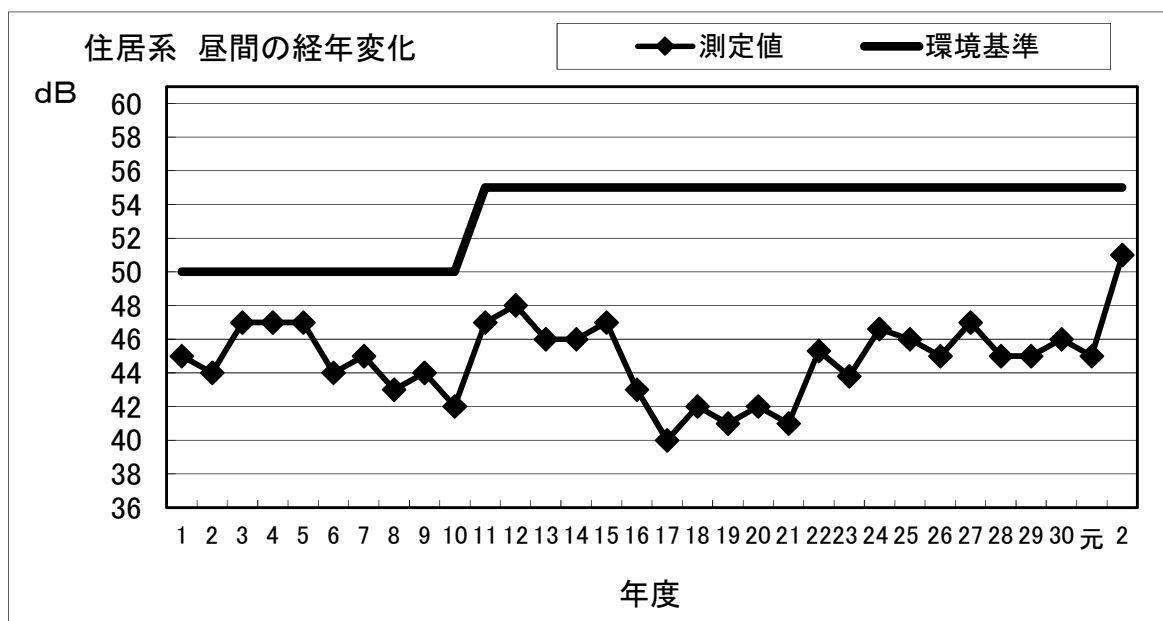
令和２年度は７地点を調査し、全ての地点で環境基準を達成していました。

(d B)

N o .	測定場所	用途地域	等価騒音レベル	
			昼間 ６時～２２時	
			測定値	環境基準
1	緑が浜7-57	第１種住居	－	55
2	浜須賀7-46	第１種低層住居専用	－	55
3	東海岸南5-3-47	第１種低層住居専用	－	55
4	東海岸南1-15-24	第１種低層住居専用	－	55
5	南湖4-10-10	第１種低層住居専用	－	55
6	浜見平8-2	第１種中高層住居専用	－	55
7	浜竹4-1-21	第１種低層住居専用	－	55
8	美住町14-25	第１種低層住居専用	－	55
9	東海岸北4-12-28	第１種低層住居専用	－	55
10	共恵1-4-25	商業	－	60
11	浜之郷1177-19	第１種住居	－	55
12	中島1373-3	準工業	－	60
13	中島874－14	第１種中高層住居専用	－	55
14	本宿町6-48	準工業	－	60
15	小和田1-8-47	第１種中高層住居専用	－	55
16	本村5-19-40	第１種中高層住居専用	－	55
17	茅ヶ崎521-3	第１種中高層住居専用	－	55
18	矢畑747	第１種住居	－	55
19	萩園2114-82	第１種中高層住居専用	－	55
20	萩園3184-9	工業	－	60
21	菱沼1-22-3	第１種中高層住居専用	－	55
22	高田2-11-30	第１種低層住居専用	51	55
23	鶴が台5-4	第１種中高層住居専用	53	55
24	西久保726-2	第１種中高層住居専用	－	55
25	萩園1469-5	第１種中高層住居専用	－	55
26	松風台12-22	第１種低層住居専用	48	55
27	香川6-22-26	近隣商業	48	60
28	堤41-6	第１種低層住居専用	51	55
29	下寺尾1574	調整	50	55
30	芹沢902-21	調整	53	55
平 均 値			51	

環境騒音測定地点図





注 1 測定値及び環境基準値は、平成 1 0 年度まで中央値、平成 1 1 年度から等価騒音レベルとなっています。

(4) 航空機騒音（令和２年度）

茅ヶ崎市は、厚木飛行場の南西に位置し、米海軍の飛行機の飛行コースの沿線として航空機による影響を受けているため、市内３ヶ所で航空機騒音自動観測装置を設置し測定しました。

全ての地点において環境基準を達成しました。

測定地点	期間内の値	環境基準	測定期間
	Lden[dB]		
茅ヶ崎市斎場	34.1	57	令和2年4月1日～令和3年3月31日
赤羽根中学校	37.0	57	令和2年4月1日～令和3年3月31日
松浪中学校	33.5	57	令和2年4月1日～令和3年3月31日

注１ 平成２５年４月１日から環境基準はWECPNL値からLdenに変更となりました。環境基準は５７dB以下です。Ldenとは時間帯補正等価騒音レベル（昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた１日の等価騒音レベル）のことを指します。

注２ 期間内の値とは、測定期間のLdenのパワー平均値です。



図 航空機騒音測定地点

4－4 地 盤 沈 下

市では地盤沈下防止のため主に次の事業を実施しています。

○地下水採取量調査 採取量及び地下水位測定結果報告徴収・適正利用指導

○公共水準測量 市内46.25km

(隔年実施のため、令和2年度調査は実施しておりません。)

(1) 地下水採取量調査および水準測量結果

茅ヶ崎市では地下水の過剰採取による地盤沈下の防止を図るため、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づいて地下水を採取する事業者に対し、地下水採取の許可及び採取量の報告等を義務付けています。令和2年度の地下水採取量は全体で10649m³/日であり、ほぼ横ばいの結果でした。

令和2年度地下水採取量調査まとめ

区分	井戸数（本数）	地下水採取量（m ³ /日）
工業用	36	8009
農業用	5	1362
その他	40	1278
小計	81	10649

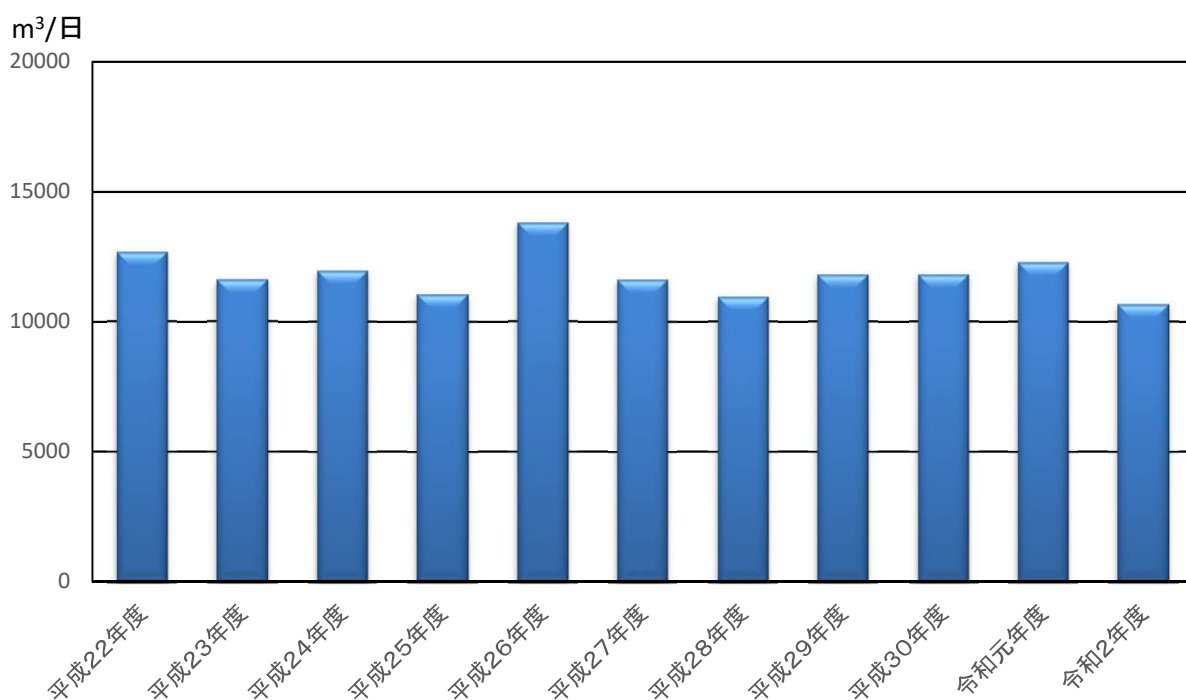


図 地下水採取量の経年推移

地盤沈下状況の推移(隔年実施のため、令和2年度調査は実施していません。)

区分	平成27年度	平成29年度	令和元年度
指定面積 (k m ²)	35.76	35.76	35.76
調査面積 (k m ²)	35.76	35.71	35.71
1 c m以上沈下面積 (k m ²)	0	0	2.05
最大沈下量 (c m)	1.00	0.80	1.17

環境に関する用語の解説

環境に関する用語の解説

〔あ行〕

【アルキル水銀／ $R-Hg$ 】

水銀を含む有機化合物の総称を有機水銀化合物という。そのうち水銀がメチル基(CH_3)エチル基(C_2H_5)等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。体内に吸収されやすく、臓器、特に脳に蓄積し知覚障害、運動失調、視野狭窄といったいわゆる水俣病の症状を呈する。また生物による濃縮率が高く、魚介類などに多く蓄積されやすい。

【硫黄酸化物／ SO_x 】

石油や石炭の燃焼によって発生し、主として二酸化硫黄(SO_2)と無水硫酸(SO_3)をいう。主な発生源は、重油ボイラーやごみ焼却場、ディーゼルエンジンなどである。かつてはぜんそくの原因物質として大気汚染の主役であったが、総量規制や脱硫技術の進歩により大幅に改善されてきた。

【一酸化炭素／ CO 】

炭素化合物が不完全燃焼した時に発生する無色無臭の有害ガスで、体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症起こしたりする。主な発生源は自動車排ガスである。

【一酸化窒素／ NO 】

⇒窒素酸化物／ NO_x

【1, 1, 1 - トリクロロエタン／ $C_2H_3Cl_3$ 】

⇒有機塩素系化合物

【1, 4 - ジオキサン】

常温で無色透明の液体で、揮発性物質である。水にも油にも溶けやすい性質から、広く溶剤として使われており、有機化合物を製造する際の反応溶剤として使われるほか、トランジスター、合成皮革や塗料などの溶剤として使われている。人体への影響は、咳、頭痛、意識喪失などがある。

【 SS ／浮遊物質質量】(Suspended Solids)

地表から流出した粘土や有機物、プランクトン、工場排水などに起因する金属類など水中に浮遊している不溶性、2mm径以下の物質で、河床などに沈積して魚介類に影響を及ぼしたり、光の透過が妨げられて植物の光合成に影響することがある。

【 L_{den} ／エルデン】(時間帯補正等価騒音レベル)

昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベル。

航空機騒音については、航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示（平成19年12月17日環境省告示第114号）が平成19年12月17日に公布され、平成25年4月1日に施行。

これにより、平成25年4月1日以降は、航空機騒音の評価指針が最大騒音レベルと航空機数に基づく評価である『WECPNL』から、時間帯補正等価騒音レベルである『 L_{den} 』に改正されます。

環境基準は、57dB以下。

【 $O-157$ 】

一部の大腸菌には人間に対し強い毒素をもつものが知られている。このように、人間の腸管内に感染して下痢症などを引き起こす大腸菌を「病原性大腸菌」と呼んでいる。

$O-157$ は病原性大腸菌の1種で、出血性大腸炎に続いて溶血性尿毒症を引き起こすことが知られている。なお、 $O-157$ の名称は菌の血清型による分類からきており、 O 型抗原で157番目に確認されたものであることを示している。

【オゾン層破壊】

オゾン層には有害な紫外線を吸収し、生物への悪影響を抑える働きがある。しかし、近年空調機の冷媒や工業用の洗浄剤などとして使われたフロンが、大気中に放出されオゾン層が破壊されることによるオゾンホール現象が観測されている。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚ガンの増加や生態系への悪影響が懸念される。

【温室効果】

地球は太陽からの日射を受けて暖まる一方、その熱を宇宙へ逃がしているので、地球の気温はほぼ一定に保たれている。しかし、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増加してくると、地表から放出される熱はガスに吸収されるため、その一部は地表に戻されて大気の温度が上昇します。この現象が温室における温度の上昇と似ていることから、「温室効果」といわれている。

温室効果ガスとは、二酸化炭素、オゾン、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの物質を指します。中でも、二酸化炭素の影響が約5割強を占めており、二酸化炭素の削減が地球温暖化防止の重要課題と課題となっています。

【か行】

【カドミウム／Cd】

主な用途は顔料、電池、金属加工などで、人体に対する毒性は強く、急性毒性としては数gの摂取で激しい胃腸炎を起こして死亡した例もある。又公害病として有名なイタイイタイ病の原因物質といわれ、人体に入るとカルシウム代謝の異常などを引き起こし、骨に影響（重度の骨軟化症）を及ぼす。

【環境基準】

環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」とであると定められている。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものである。現在は大気、水質、土壤汚染、騒音に関する環境基準が定められている。

【98%値】

環境基準に関する長期的評価については、日平均値を年間にわたり測定値低い方から順に並べて、98%に当たる値を用いて評価する。例えば365日分の測定値がある場合は低い方から358番目の値。

【公害】

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

【光化学オキシダント／Ox】

光化学オキシダントは、オゾン（O₃）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）など酸化性物質の総称であり、大気中の窒素酸化物（NO_x）と炭化水素（HC）から光化学反応により生成する。これが光化学スモッグの主成分である。

【さ行】

【シアン／CN】

シアンは青酸カリ（シアン化カリ／KCN）に代表されるように、毒性が非常に強く、成人の経口致死量はシアン化水素で50～60mgといわれている。用途としては金属の精錬、電気メッキなどでシアン化カリ、シアン化ナトリウムといったシアン化合物として使われている。

【COD／化学的酸素要求量】(Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。数値が大きいほど有機物による汚濁が大きいことを示す。湖沼や海域における有機汚濁の代表的な指標として用いられ、環境基準が定められている。

【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素／ $\text{NO}_3\text{-N}$ 、 $\text{NO}_2\text{-N}$ 】

人の体内で亜硝酸イオンとなるため、多量に摂取した場合はメトヘモグロビン血症等の障害を起こすことがある。

【水素イオン濃度／pH】

水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標で、7のとき中性でそれより大きいとアルカリ性、小さいと酸性になる。通常の河川水はpH7付近で、また海水ではpH8付近となっている。

【水準測量】

水準測量とは、土地の高さ（標高）を調査するため調査対象区域に水準点を定め測量することをいう。測量にあたっては2地点に標尺を立て、その中間に水準儀を水平に置いて、2つの標尺の目盛を読み、その差から高低差を求める。この繰り返しで、水準点間の高さを求める。精密な水準測量では高低差を0.1mmまで求めている。また、国内の水準測量の基準となる日本水準原点は国会前庭内憲政記念会館南にあり、原点内部の水晶板のゼロ目盛の高さが東京湾平均海面上24.4140mとされている。

【セレン／Se】

地殻中の存在量は0.05mg/kgとわずかながら、自然界に広く存在する。用途はセラミクス、半導体、光電池、整流器など幅広い。過剰に摂取すると頭痛、呼吸不全などの急性中毒や皮膚、胃腸、神経障害などの慢性中毒を引き起こす。

【全窒素／T-N】

窒素化合物全体のこと、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素($\text{NH}_4\text{-N}$)、亜硝酸態窒素($\text{NO}_2\text{-N}$)、硝酸態窒素($\text{NO}_3\text{-N}$)に分けられる。有機態窒素はたんぱく質に起因するものと、非たんぱく質性のものと分けられる。窒素は動植物の増殖に欠かせない元素で、富栄養化（閉鎖性水域等において植物プランクトンなどの栄養源である窒素、リン化合物が過剰になる現象。赤潮などの発生要因となる。）の目安になる。

【全リン／T-P】

リン化合物全体のこと、無機態リンと有機態リンに分けられる。リンは、動植物の成長に欠かせない元素で、富栄養化の目安となる。

【総水銀／T-Hg】

無機水銀と有機水銀を合わせたものをいう。古くから防腐、消毒、金の精錬などに使われ現在でも化学製品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。有機水銀化合物のうち水銀がメチル基(CH_3)、エチル基(C_2H_5)等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。アルキル水銀は吸収されやすく、諸臓器等に脳に蓄積して、知覚障害、運動失調、視野狭窄等の中樞神経障害、いわゆる水俣病を引き起こす要因とされている。

〔た行〕

【ダイオキシン類】

一般に、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類化合物と呼んでいる。平成 11 年 7 月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD 及び PCDF に Co-PCB を含めて “ダイオキシン類” と定義された。それぞれの毒性は塩素のつく数と位置によって異なり、最強とされているのは 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾジオキシン (TCDD) である。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するには合計した影響を考えるための手法が必要となる。そこで、最も毒性が強い 2, 3, 7, 8-TCDD の毒性を 1 として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数が用いられており、多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数 (TEF) を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値 (毒性等量 TEQ) が用いられている。

2, 3, 7, 8-TCDD はベトナム戦争で枯葉作戦に使用された除草剤に不純物として含まれていたため、人や生態系に深刻な被害を及ぼしたことが知られている。また、残留性、蓄積性が高く、肝臓や皮膚に障害を起し、強い催奇性や発ガン性をもつ。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼だが、その他に製鋼用電気炉、タバコの煙、自動車排ガスなど様々な発生源がある。また、かつて使用されていた PCB や一部の農薬に不純物として含まれていたものが底泥などの環境中に蓄積されている可能性があるとの研究報告がある。

【大腸菌群数】

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められている。

【チウラム / $C_6H_{12}N_2S_4$ 】

農薬で白色の固体。殺菌の用途で種子消毒、茎葉散布剤として使用される。除草剤として使用されるシマジン、水田除草剤として用いられるチオベンカルブといった農薬もチウラム同様環境基準が定められている。

【地球温暖化】

大気中に二酸化炭素などの熱を逃がしにくい温室効果ガスが増加して、地球の気温が上昇することをいう。数千年の間 1 ~ 2℃ の気温変化しかなかった大気がここ数十年の間に急な上昇を起こすことは、大気全体に深刻な影響を与え、数々の異常気象を生む原因となっている。

【窒素酸化物 / NO_x 】

ものの燃焼に伴い、窒素と酸素が反応して生じ、発生源としては自動車、工場、暖房機器などがある。燃料などの燃焼過程ではほとんどが一酸化窒素 (NO) の形で排出されるが、大気中で酸化され二酸化窒素 (NO_2) となる。窒素酸化物は光化学スモッグの原因物質のひとつで、人の呼吸器に悪影響を与えたりする。

【デシベル / dB】

騒音や振動の大きさを表す単位。デシベル (dB) は音圧、音の強さ、振動などの物理量を標準的な基準量と対比して、人の感覚に対応するように補正したもの。

【テトラクロロエチレン / C_2Cl_4 】

⇒有機塩素化合物

【等価騒音レベル / L_{eq} 】

測定時間内における騒音レベル (dB) の総エネルギー平均値。

【特定建設作業】

建設作業の内、著しく騒音、振動を発生するもので、騒音規制法・振動規制法において規制の対象となっている作業。くい打機、くい抜機やさく岩機、ブレーカーを使用する作業などが該当する。

【トリクロロエチレン／ C_2HCl_3 】

⇒有機塩素化合物

〔な行〕

【鉛／Pb】

古くから人類に利用されてきた金属のひとつで、現在でもその錆にくさ、加工のしやすさなどから鉛管・板、蓄電池等金属のまま使用されるほか、化合物としても広く使われている。人体への影響としては貧血や中枢神経への影響などがあげられる。

【二酸化硫黄／ SO_2 】

⇒硫酸化物／ SO_x

【二酸化窒素／ NO_2 】

⇒窒素酸化物／ NO_x

〔は行〕

【BOD／生物化学的酸素要求量】(Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機物が好気性微生物によって分解される際に消費される酸素量をいう。値が大きいほど水は有機物によって汚染されていることを示し、河川における有機汚濁の代表的な指標として用いられる。

【PM_{2.5}／微小粒子状物質】

工場や自動車の排出ガスなどに含まれる微小な粒子のことで、大気汚染物質の一つとされている。粒径 $10\mu m$ ($0.01mm$)以下のものをSPM(浮遊粒子状物質)といい、粒径 $2.5\mu m$ 以下の微小な粒子をPM_{2.5}(微小粒子状物質)平成21年9月に新たに環境基準が設けられた。人体への影響は呼吸器・循環器の疾患や肺がんなど健康への影響が心配されている。

【PCB／ポリ塩化ビフェニール】

天然には存在しない合成有機塩素化合物。熱・酸・アルカリに強く、絶縁性が高いなどのすぐれた特性があり工業的に広く利用されてきた。用途はトランス油、コンデンサー、熱媒体などがある。人体への影響は皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害を引き起こす。カネミ油症候群の原因物質として知られる。

【非メタン炭化水素】

炭化水素は炭素と(C)と水素(H)からなる揮発性ガスの総称で、その主なものはエチレン、プロピレン、トルエンなどである。非メタン炭化水素(NMHC)は、炭化水素(HC)から光化学反応速度が遅いメタン(CH_4)を除いたものをいう。

【ふっ素／F】

天然には単体として存在せず、ふっ化物イオンとして広く存在する。用途としてはふっ素系樹脂の原料、ガラスのつや消しなどがある。人体への影響は中枢神経障害などがあげられる。

【浮遊粒子状物質／SPM】(Suspended Particulate Matter)

すす、土ぼこり、花粉など粒子状態で大気中に存在もののうち粒径が $10\mu m$ ($0.01mm$)以下のものをいう。大気中の滞留時間が長く、呼吸により呼吸気管の深部まで達し、人の健康に及ぼす影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつであるといわれている。

【ふん便性大腸菌群数】

大腸菌群のうち44.5℃で培養したときに検出される細菌数のことをいう。通常の大腸菌群数(培養温度:36℃)には、大腸菌以外に土壌・植物など自然界に由来する菌種も多く含まれるが、ふん便性大腸菌群数はふん便由来の菌(大腸菌)の数とほぼみなすことができる。

【ベンゼン／C₆H₆】

揮発性有機化合物の1つで、無色透明の液体。染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の原料、溶剤等に使われている人体への影響は白血病、再生不良貧血等があげられる。

【ほう素／B】

自然界には主にほう酸塩として存在する。用途としては、ガラス、陶器のエナメル合成、着火防止剤、燃料合成などがある。人体への影響は中枢神経障害があげられる。

〔や行〕

【有害大気汚染物質】

人間の健康、植物又は動物にとって有害な特性を有するもので、一般に大気中濃度が微量で急性影響は見られないが、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される。NO_xやSO_xなどの大気汚染物質とは区別して用いられる。

【有機塩素化合物】

炭素と塩素が直接結合した有機化合物をいい、一般に不燃・不溶性で生物分解がしにくい。金属機械部品の脱脂・洗浄、ドライクリーニングなどに大量に使用されたため、廃液等による地下水汚染が問題となった。人体への影響としては肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。代表的な物質としてはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンが上げられる。また、他にジクロロメタン、四塩化炭素なども平成5年に水質環境基準項目に指定された。

【要請限度値】

騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができる。

〔ら行〕

【六価クロム／Cr⁶⁺】

クロム化合物のうち三価のものはその毒性はほとんど問題ないが、六価クロム、特にクロム酸や重クロム酸の形のものは酸化力が強く有毒である。主な用途としては、顔料、電気メッキ等があり、これらの廃液やクロム鉱さいからの浸出水による地下水汚染が報告されている。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中穿孔などがある。

○令和2年度 広報記事一覧

《令和2年7月1日号》	《令和2年12月1日号》
 生活騒音防止のために～ちょっとした気遣い・気配りで、やさしい音環境へ ペットの鳴き声、夜中の騒ぎ声、テレビや洗濯機の音など、周りの人に迷惑をかけていませんか。日頃から生活騒音に配慮し、近隣の方々と良好な関係を築きましょう。 問合せ 環境保全課環境保全担当	 屋外焼却行為(野焼き)は原則禁止 住みよい地域環境作りに協力を 屋外焼却行為は、その煙が悪臭や大気汚染の原因となり、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすことから、法律や条例で原則として禁止されています。ごみは焼却せず、分別を行い、指定の曜日に指定された場所に出しましょう。 問合せ 環境保全課環境保全担当
《令和2年8月1日号》	
油やベンキを流さないで 河川や海の水環境を守るため、雨水ます・道路側溝・水路に廃油・ベンキ・洗濯排水などの汚れた水を流さないでください。 【環境保全課環境保全担当】	
《令和2年12月1日号》	《令和3年1月1日号》
 薪ストーブの適切な使用 薪ストーブは、煙や臭いをご近所トラブルの原因になることがあります。小まめに掃除・点検を行いましょう。 問合せ 環境保全課環境保全担当	 生活騒音防止のために～ちょっとした気遣い・気配りで、やさしい音環境へ ペットの鳴き声、夜中の騒ぎ声、テレビや洗濯機の音など、周りの人に迷惑をかけていませんか。日頃から騒音防止に配慮して、良好な近隣関係を作りましょう。 問合せ 環境保全課環境保全担当

茅ヶ崎の環境

令和4年（2022年）2月発行（180部作成）

編集・発行 茅ヶ崎市環境部環境保全課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

携帯サイト
QRコード

TEL. 0467-82-1111（代表）

内線 1231～1233

FAX. 0467-57-8388

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



冊子として作成したものは、再生紙を使用しています。